

2016 年度
日本図書館情報学会
春季研究集会発表論文集

2016 年 5 月 28 日 (土)
白百合女子大学

日本図書館情報学会

2016年度春季研究集会(白百合女子大学)プログラム

9:45～10:00	開会式(第1会場(R3203))	
	第1会場(R3203)	第2会場(R3205)
10:00～10:30	木村麻衣子(慶應義塾大学)日本の公共図書館における古典籍デジタルアーカイブの現況: ウェブサイト調査を通じて	伊川真以(筑波大学)公共図書館における音環境の実態調査: 図書館利用者の館内の音に対する意識に着目して
10:30～11:00	松本直樹(大妻女子大学)池谷のぞみ(慶應義塾大学)高山智子(国立がん研究センター)田村俊作(元慶應義塾大学)がん対策における図書館サービスの位置づけ: 法令および計画の策定に関わる文書の分析から	古澤智裕(筑波大学)松林麻実子(筑波大学)佐藤哲司(筑波大学)レファレンス質問の回答形態に対する一般の人々の期待
11:00～11:30	薬袋秀樹(元筑波大学)出版関係者からの複本削減等の要望に関する図書館関係者の議論の方法	谷口祥一(慶應義塾大学)実体「表現形」優先モデル再論: 特定の実体を優先することの帰結とは何か
11:30～12:00	荻原幸子(専修大学)図書館行政のガバナンスの実現に向けた住民セクターのあり方: 図書館づくり住民団体の現状を通して	今野創祐(同志社大学/京都大学附属図書館)東京帝国大学附属図書館「洋書著者書名目録編纂略則」における図書館用語翻訳の問題
12:00～13:15	昼休み(1時間15分)	
	第1会場(R3203)	第2会場(R3205)
13:15～13:45	山本順一(桃山学院大学)20世紀型公共図書館から21世紀型公共図書館への変化にともなう利用者プライバシー保護のあり方の変動	河村俊太郎(愛知淑徳大学)助手からみる東京帝国大学経済学部図書室の役割
13:45～14:15	田中伸樹(桃山学院大学)仮想事例を用いたプライバシー権・名誉権侵害資料提供の法的根拠の検討	上岡真紀子(帝京大学)米国におけるビブリオグラフィックインストラクションから情報リテラシーへの転換
14:15～14:45	鈴木康平(筑波大学)学術論文に著作権は必要か?: 学術論文の著作権が果たす役割	倉本恵子(東京学芸大学)1960年代～1980年代の実践からみた学校図書館における保護者による読書活動の支援
14:45～15:15	村上 孝弘(筑波大学/龍谷大学図書館)スタッフ・ディベロップメント(SD)の義務化と大学図書館	米谷優子(関西大学)「学校司書」の雇用条件の現況と課題
15:15～15:30	休憩(15分)	
15:30～16:00	榎本翔(筑波大学)大学図書館における図書館オリエンテーションが利用者に与える影響	中西由香里(豊田市教育センター)教師と学校司書によるチームティーチングの授業「リテラチャー・サークル」の有効性
16:00～16:30	三根慎二(三重大学)上田修一(立教大学)石田栄美(九州大学)複数の大学図書館の利用データからみた大学生の入館と館外帯出の特徴	橋詰秋子(国立国会図書館)小学生用ブックリストの提供の傾向: 都道府県の事例の分析
16:30～17:00		栗山正光(首都大学) 大学図書館における電子版マンガ提供の試み: 首都大学東京の事例

* 所属の表示は、教職員(常勤/非常勤)・院生・学部生等を問わず、「機関名」「(大学)等」のみとしてあります。

第 1 会場

R3203

日本の公共図書館における古典籍デジタルアーカイブの現況

～ウェブサイト調査を通じて～

木村麻衣子（慶應義塾大学（非常勤）） mayizi@keio.jp

抄録

日本の公共図書館が構築した古典籍デジタルアーカイブ(DA)の連携と体系化に向けた問題点を整理することを目的に、公共図書館のウェブサイトを開覧し、古典籍 DA のメタデータ項目、他の DA との連携の有無、固定 URL の有無を調査した。71 件の古典籍 DA が確認され、約 3 割の DA に序・跋・奥書等が記録されるなど古典籍特有のメタデータが見られた。一方、複数の要素がまとめて 1 つのフィールドに記録されていることが多いなどの問題点が確認された。

1. 背景

国内には公共的な知的資産をデジタル化したデジタルアーカイブ(以下 DA)が多数存在する。DA は、単にデータを蓄積するだけでなく、体系化して知識として示す役割がある¹⁾。特に同一資料の版や刷の違いが問題となる書誌学の分野では、複数の古典籍 DA を連携させた上で体系化することが求められる。例えば、複数の古典籍 DA に収録された書影の画像データを連携させ、同一版本を刷の古いものから順に時系列で表示する等の体系化が有効と考えられる。

体系化のためにはまず連携が必要である。和古書の DA については、国文学研究資料館が「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク」を計画しているが、比較的大規模で、画像データおよびメタデータを提供可能な体制を整えた機関のみが連携対象となっている²⁾。国立国会図書館サーチ(以下 NDL サーチ)は、古典籍に限らず様々なジャンルの DA を連携させる機能を持つが、実際に連携を行っているのは規模の大きな一部の DA に限られる³⁾。こうした大規模な連携の枠組みから漏れてしまう中小規模機関の古典籍 DA も、将来的には連携されることが望ましい。そのためには、国内にどの程度の古典籍 DA が存在し、連携の基礎となるメタデータの整備状況を明らかにする必要がある。

国立国会図書館は 2009 年に「文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究」を実施したが、古典籍 DA に限った実数やメタデータ整備状況は明らかではない⁴⁾。

2. 目的

本研究の目的は、全国の公共図書館が公開している古典籍 DA を特定し、各 DA のメタデータ

項目、他の DA 等との連携の有無、固定 URL の有無を調査し、古典籍 DA の将来的な連携と体系化に向けた問題点を整理することである。

中小規模の機関では、資料保存の目的で資料をデジタル化したものの、技術的な理由で公開できなかったり、機関内のみで公開したりするケースもあると考えられるが、今回はウェブ上に公開されている DA のみを対象とした。

博物館や文書館に所蔵されている古典籍も将来的には連携の対象となろうが、図書館、博物館、文書館のメタデータがそれぞれ異なることは秋田県の事例からも明らかであるので⁵⁾、本研究では対象を公共図書館に限って問題点を整理する。

3. 方法

3.1 古典籍 DA の特定

『日本の図書館 統計と名簿 2014』⁶⁾公共図書館名簿に掲載されている公共図書館 3251 館を調査対象とし、システム更新中につき閲覧できなかったウェブサイト 1 件(下関市立図書館。本館 1 館と分館 5 館からなる)を除く全ての図書館ウェブサイトを開覧して、古典籍 DA の公開の有無を調査した。ウェブサイトが存在しない場合も、存在しない事実を Google 検索や自治体ウェブサイトのサイト内検索などで確認した。調査は 2016 年 3 月から 4 月の間に行った。

本研究において、古典籍 DA とは、古典籍の画像(書影のみの画像や、紹介用の遠景画像も含む)を閲覧できるシステムあるいはリストを指す。古典籍以外のデータが混在していても、古典籍画像が 1 件でも含まれれば古典籍 DA とした。

例えば、Web OPAC の一部の古典籍書誌にリンクが貼ってあり、クリックすると古典籍画像の PDF に飛ぶという場合も、当該 Web OAPC を古典籍 DA とみなした。本研究は最終的に書誌学的な観点からの DA の体系化を目指すため、書簡などの文書類、絵画、地図、個人の日記等は除外した。

3.2 メタデータ項目

各 DA にどのようなメタデータが記録されているかを調査した。メタデータの項目名(書名、著者名など)が同一であっても、項目内に記録されているデータが意味的に異なる可能性があるため、まず、①メタデータ項目名にはこだわらず、意味的に同一のメタデータ要素ごとにグルーピングした。例えば、「形態」という項目の中に大きさや丁数が含まれるなど、同一項目内に複数のメタデータ要素が含まれる場合、これらを分割して2種類のメタデータ要素とした。次に、②グルーピングした各要素を、Dublin Core(以下 DC)の15の基本要素に振り分け、よく入力されている要素とそうでない要素を明らかにした。また、DCの基本要素に振り分けるとの難しい古典籍特有の要素を明らかにした。

他方、実際の連携に際しては、単一項目(フィールド)に記述されている様々な情報は分割されずにまとめて扱われることを想定し、古典籍 DA の体系化に特に重要と思われる要素を選定の上、それらが個別のフィールドに記録されているか、複数要素をまとめて1つのフィールドに記録されているかを調査した。

1 件の DA につき、タイトルの五十音順(不可能な場合は主題順等)に上から各5件のメタデータを確認した。古典籍が5件以下の場合には全て確認した。また確認のために別に各3件程度のメタデータを確認した。この際には、一覧の中からメタデータの多そうな資料を恣意的に選んだ。

3.3 他の DA との連携

各 DA が既に他の DA 等と連携済みであるかどうかを調査するため、NDLサーチ、ADEAC、文化遺産データベース、日本古典籍総合目録データベースの参加機関名のリストを参照した。ADEACとは、TRC-ADEAC 株式会社が運営する、DAを検索・閲覧するためのプラットフォームである⁷⁾。

3.4 固定 URL

個別の資料のメタデータが表示されているページに対し固定 URL(パーマリンク)が付与されていないと、他のウェブサイト等からリンクすることが難しくなるため⁸⁾、各 DA について、個別の書誌情報のページに固定 URL が使用されているかどうかを調査した。URL に「?」や「=」などで接続されるパラメータが含まれていても、当該 URL にアクセスすることで個別の資料のメタデータを表示するページ(画像のみが表示されるページの URL ではない)にたどり着ければ、固定 URL が使用されているとみなした。

4. 結果

4.1 古典籍 DA の数

71 件の古典籍 DA が確認された。4 館でそれぞれ2件ずつ、1 館で3件の古典籍 DA を運用している図書館があったので、古典籍 DA を運用している図書館の数は65 館であった。

設置自治体の種類別にみると、都道府県立が31 館、市町村立が32 館、区立(東京都)が1 館、その他1 館であった。

4.2 メタデータ

93 種類のメタデータ要素が確認された。これを DC の基本要素に振り分け、振り分けられなかった10 要素とともに表1に示す。

全ての古典籍 DA に記録されている基本要素は書名のみであった。著者、日付、形態など最も基本的かつ重要な要素も約8割の DA にしか記録されていなかった。振り分けられなかった要素は、「館種」を除けば、古典籍特有の要素であった。その中では「序・跋・奥書等」や、「印記」(蔵書印)が比較的記録されやすい要素であると考えられる。

次に、93 要素の中から、古典籍 DA の体系化に向けて特に重要と思われる25 要素を選び、各要素が個別のフィールドに記述されていたかどうかを調査した結果を表2に示す。書名等のヨミは個別フィールドに記録されていることが多かった。著者別名は著者名中や後に丸ガッコ付きで付記されていることが多く、また役割表示も著者名に続けて記録されているものがほとんどで、図書館目録における著者標目のように統制されていない。書名については、巻数や巻号あるいはヨミが書名に続けて記録される場合が多かった。古典籍特有の要素のほとんどが、別フィールドに記録されていなかった。

表1 入力データ要素と入力件数

DC プロパティ	カテゴリに含めた要素名	入力して いるDAの 件数	全DAに 占める割 合
書名	書名/巻号/書名ヨミ/別のヨミ/別書名/別書名ヨミ/統一書名/副書名/副書名ヨミ/叢書名/叢書名ヨミ/巻書名/巻書名ヨミ/版次	71	100.00%
著者	著者/著者役割表示/著者ヨミ/巻著者/巻著者ヨミ/著者別名/著者別名ヨミ/叢書著者/著者紹介	58	81.69%
日付	出版年(西暦)/出版年(西暦以外)/出版月/成立年に関する注記/登録日/更新日	56	78.87%
形態	巻数/冊数/ページ数/書型/縦の大きさ/横の大きさ/画像コマ数/紙の種類/装丁/彩色挿図等/撮影画像メタデータ	56	78.87%
識別子	書誌ID/管理番号/画像に対するID/このページのURL/マイクロ画像番号/請求記号	46	64.79%
タイプ	資料種別/和漢の別/刊写の別/自筆・書写の別/コンテンツタイプ	43	60.56%
出版者	出版者/出版者ヨミ/出版地	38	53.52%
内容説明	内容紹介/内容細目	36	50.70%
主題	件名/件名ヨミ/災害種別/災害名称/災害年代/分類	25	35.21%
参照	冊子体目録の掲載箇所/代替資料/関係書籍等/所蔵情報へのリンク	18	25.35%
ソース	所蔵機関/所蔵場所	14	19.72%
範囲	地域/景観年代/天皇/将軍/藩主/対象年齢/時代区分	9	12.68%
権利	利用規約へのリンク/利用上の注意/公開状況/著作権期限	8	11.27%
言語	言語	7	9.86%
寄与者	旧蔵者/所蔵のいきさつ/画像製作者	6	8.45%
振り分けられなかった要素	序・跋・奥書等	20	28.17%
	印記	16	22.54%
	識語・書き入れ・圈点等	7	9.86%
	欠巻	5	7.04%
	異本との校合結果など書誌学的考察	4	5.63%
	本文の文字起こし	2	2.82%
	版式	2	2.82%
	刊記	2	2.82%
	資料の状態(傷みなど)	1	1.41%
	館種	1	1.41%

4.3 他のDAとの連携

69件の古典籍DAのうち、NDLサーチと連携済みのものは25件であった。ただし、うち1件では古典籍は連携対象となっておらず、別の1件では一部の古典籍データしか連携していなかった。4件がADEACと連携していたが、うち1件では古典籍が連携対象となっていなかった。北方資料デジタルライブラリーの横断検索の対象となっていたものが2件、文化遺産データベースと連携していたものが1件あった。複数のシステムと連携していたものが3件、いずれのシステムとも連携していなかったものが41件あった。

日本古典籍総合目録データベースにマイクロフィルムをデジタル化したデータを提供している公共図書館は9館あり、うち4館は古典籍DAを持つ図書館であったが、日本古典籍総合目録データベースとの連携は行われていなかった。

4.4 固定URL

個別の資料のメタデータのページに固定URLを使用しているのは40件の古典籍DAであった。残る31件では固定URLを使用していないか、そもそも個別の資料のためにメタデータのページを用意していなかった。

4.5 その他

資料種別の分け方はDAによって様々であり、

表 2 25 要素の個別フィールド入力状況

要素	被入力数	個別フィールド数	割合
別書名ヨミ	4	4	100.00%
出版者ヨミ	3	2	66.67%
書名ヨミ	41	26	63.41%
著者ヨミ	18	11	61.11%
ページ数	34	19	55.88%
出版者	40	22	55.00%
出版地	22	12	54.55%
別書名	19	9	47.37%
出版年(西暦)	48	21	43.75%
書名	71	28	39.44%
縦の大きさ(cm)	45	11	24.44%
出版年(西暦以外)	40	9	22.50%
著者別名(ヨミ)	6	1	16.67%
著者	59	7	11.86%
横の大きさ(cm)	30	3	10.00%
著者別名	17	1	5.88%
著者役割表示	47	0	0.00%
識語・書き入れ・ 圈点等	7	0	0.00%
版式	2	0	0.00%
序・跋・奥書等	20	0	0.00%
刊記	2	0	0.00%
書誌学的考察	4	0	0.00%
欠巻	6	0	0.00%
旧蔵者	5	0	0.00%
印記	16	0	0.00%

古文書と古典籍の区別がなされていないものも
しばしば見られたため、古典籍のみを閲覧する
作業が難航した。また、メタデータの付与単位
は見開き 1 ページ毎のもの、1 冊毎のもの、著
作単位のもの DA によってまちまちであった。

5. 今後の課題

調査の結果、日本の公共図書館による古典籍
DA の連携と体系化に向けた課題として、次の
点が指摘できる。

- 1) 日本の公共図書館の古典籍 DA には、DC
に振り分けられない古典籍特有の要素が記
録されているものがあるが、比較的少数で
ある。また、DC 基本要素のうち、必ず記
録されているのは書名のみであり、全体的
にメタデータが充実しているとは言えない。

- 2) 著者と著者役割表示が同一フィールドに記
録されるなど、個々の要素が必ずしも独立
項目として記録されていない。多くの古典
籍特有の要素が他の要素と混在して記録さ
れており、連携および体系化に困難が生じ
る可能性がある。
- 3) 他の DA 等と連携していない DA が多く、
統合的な検索ができないために利用者にと
って不便である。
- 4) 全体の半数未満ではあるが、固定 URL を
使用していないか、個別のメタデータを用
意していない DA が存在し、連携に支障を
来す可能性がある。
- 5) 古典籍とそれ以外の資料を区別していない
DA では、古典籍メタデータのみを抽出す
ることに困難が生じる恐れがある。

引用文献

- 1) 阿児雄之「博物館・美術館にデジタル・ア
ーキビストは必要か？」『これからのアー
キビスト：デジタル時代の人材育成入門』
NPO 知的資源イニシアティブ編、勉誠出
版、2014、p. 21-30.
- 2) 国文学研究資料館「歴史的典籍に関する大
型プロジェクト：計画の概要」<https://www.nijl.ac.jp/pages/cijproject/plans.html#section01>, (参照 2016-04-21) .
- 3) 国立国会図書館「国立国会図書館サーチ：
検索対象データベース一覧」<http://iss.ndl.go.jp/information/target/>, (参照 2016-04-21) .
- 4) 国立国会図書館「文化・学術機関における
デジタルアーカイブ等の運営に関する調査
研究」, http://current.ndl.go.jp/FY2009_research, (参照 2016-04-21) .
- 5) 山崎博樹「アーカイブズからデジタルアー
カイブズへ：秋田県デジタル・アーカイブ
の実践をとおして」『デジタル・アーカイ
ブとは何か：理論と実践』岡本真、柳与志
夫編、勉誠出版、2015、p. 71-96.
- 6) 『日本の図書館 統計と名簿 2014』日本
図書館協会、2015、511p.
- 7) TRC-ADEAC 株式会社『ADEAC：デジタルア
ーカイブシステム』<https://trc-adeac.trc.co.jp/>, (参照 2016-04-23).
- 8) Code4Lib JAPAN『URL の固定化（パー
マリンク）の必要性の提言』2011-07-04,
<http://www.code4lib.jp/contribution/>, (参
照 2016-04-21) .

がん対策における図書館サービスの位置づけ ～法令および計画の策定に関わる文書の分析から～

松本直樹¹ 池谷のぞみ² 高山智子³ 田村俊作⁴

1 大妻女子大学社会情報学部 (matsumoton@otsuma.ac.jp)

2 慶應義塾大学文学部

3 国立がん研究センターがん対策情報センター

4 元慶應義塾大学

抄録

2006 年にがん対策基本法が制定され、がん医療に関する情報の提供体制整備が条文上、位置づけられるとともに、都道府県に対してがん対策推進計画の策定が義務付けられた。本研究の目的は、都道府県が計画上、がんに関する情報提供を公立図書館を通じて行う背景について、主に関連文書から解き明かすことにある。結果、市民のアクセスが容易であること、がん医療に限定されない幅広い情報提供が可能であること、等が要因として考えられることが分かった。

1. はじめに

2006 年、がん対策基本法が制定され、がん医療に関する情報の提供体制整備が法律上、位置づけられるとともに、都道府県（以下「県」）に対してがん対策推進計画策定が義務付けられた。県による計画の中には、公立図書館（以下「図書館」）を通じたがん情報提供を明文化したところがある。本研究の目的は、県が計画上、がんに関する情報提供を図書館を通じて行う背景について、主に法令や計画に関わる文書から解き明かすことにある。特に、機能・特徴について質的に検討する。

近年、国は法律に基づき各種の政策分野に関わる計画を策定し、地方自治体にそれに基づく計画策定を義務付けたり、奨励したりすることを通じて政策を推進することが増えている¹⁾。本研究はそうした近年の政策動向の中で、図書館がそれらの計画に位置づけられる可能性を探るという意図もある。

2. 先行研究と調査方法

がん対策基本法やその計画と図書館の関係について分析した先行研究はない。都道府県立図書館

（以下「県立図書館」）によるがん関連サービスについては事例報告がある²⁾。また類似分野である「健康日本 21」について、サービスの必要性を述べた文献がある³⁾。

調査方法について述べる。本研究では国および県の法令と計画について資料を元に検討する。

まず、国の動きを検討する。はじめに、がん対策基本法において情報提供がどのように位置づけられたかを確認する。つぎに、がん対策基本法によって策定が義務付けられたがん対策推進基本計画およびその策定に関わったがん対策推進協議会における議論を検討する。

以上を踏まえた上で、県について検討する。まず、47 都道府県の条例および 2 次 にわたるがん対策推進計画を調べ、図書館によるどのようなサービスがどのように位置づけられたかを確認する。

以上を踏まえて、計画と図書館との関係を明らかにし、図書館が計画に位置付けられた背景を明らかにする。

3. がん対策と情報提供

がん対策の体制および情報提供に関わる中心組

織について確認しておく。

近年のがん対策に関わる政策は、上でも述べたように、がん対策基本法、がん対策推進基本計画（以上、国）、がん対策推進計画（県）が中心である。それに加えて、県の中にはがん対策に関わる条例を制定していることがある。また、がん対策推進計画を具体化したアクションプランを策定している県もある。

がん対策に関する情報の収集、発信の中核組織として、国立がんセンターがん対策情報センターが2006年に設立されている。がん対策情報センターは、地域のがん診療連携拠点病院におかれる相談支援センターと「がん情報提供ネットワーク」を構築している⁴⁾。

4. 調査結果

以下、はじめに国による取組について述べ、次に県による取組について述べる。

4.1. 国による取組

ここでは法律および計画について述べる。

4.1.1. がん対策基本法およびその立法過程

日本におけるがん対策は古いが、2006年に成立したがん対策基本法は、近年における積極的な取り組みのきっかけである。がん対策基本法はがん研究の推進とそれらの普及、がん医療の均てん化、医療提供体制の整備が目的とされる（第2条）。

本研究で検討する図書館に関連する条文としては、まず第6条で「国民の責務」として、生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持つことがうたわれている。また、第9条で政府による計画策定、第11条で県による計画策定が義務として規定されている。そして、情報提供に関しては、第17条で「がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等」として「国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずる」と定めている。

がん対策基本法の立法過程では、民主党・無所属クラブと、自由民主党・公明党が別々に同名の「がん対策基本法案」を提出している⁵⁾。前者⁶⁾は、関連の条文として「がん情報ネットワークの構築等」を挙げている。そこではがん医療に関わ

る専門的な情報のデータベース化、ネットワーク化による情報提供の均てん化がうたわれている⁷⁾。後者⁸⁾は、成立した条文（第17条）と同じであり、対象・手法ともに幅広い対策を含みうる条文であった。国会審議では、図書館への言及はみられない。なお、がん対策基本法において、がん患者およびその家族は政策推進の大きな力となっている⁹⁾。このことは、国や県の計画づくり、条例づくりでも同様である。

4.1.2. がん対策推進基本計画とその策定過程

がん対策基本法にもとづき、厚生労働大臣はがん対策推進基本計画を策定している。

ここでは図書館と関係すると考えられる分野を中心に確認する。第1次計画（2007年6月）では、第3の3(3)において情報提供が述べられている。取り組むべき施策では、施策展開の中心機関はがん対策情報センターとされているが、連携相手として相談支援センターとともに地方公共団体が挙げられている。図書館について言及はないが、がんの正しい知識の普及、がん年齢に達する前からの教育、インターネット利用の有無にかかわらずの情報入手手段の確保など、図書館と関連の深い記述がみられる。

第2次計画（2012年6月）では、全体目標として従来のがん死亡者の減少、がん患者の苦痛軽減に加えて、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加わった。これにより、教育や就労等、がんとともに生きていく社会の構築が一つの柱となった。

図書館については、第4の2「がんに関する相談支援と情報提供」および同8の「がんの教育・普及啓発」で関連の記述がある。第4の2では、相談支援センター、国立がん研究センターの活動と課題が述べられている。取り組むべき施策としては、国、地方公共団体等が自ら、より効率的な情報提供体制構築を進めるべきこと等が述べられている。8では、学校教育を中心に健康教育全体のなかで「がん」教育を推進すべきことが述べられている。第2次計画でも図書館への言及はないが、計画の主旨はがんに関する適切な情報提供と、それに対する人々の理解向上であることから、図書館が貢献できる分野も多い。

がん対策基本法では、がん対策推進基本計画を策定する際、「関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする」

(第9条4項)とされている。それにもとづき計画を検討したがん対策推進協議会(厚生労働省)の議事録を調べると¹⁰⁾、「図書館(室)」という言葉は2回出てくる。1回目は一般的なチーム医療に加えて、病院図書室のスタッフの活動も患者のQOL向上に資するのではという意見(第38回)である。2回目はがん対策情報センターによる図書『がんのひみつ』を図書館に無料配布したことの報告である(第42回)。

以上、全体としてがん対策推進基本計画は図書館を通じた情報提供を明記していないが、図書館の貢献できる分野は多くあることが分かった。

4.2.県による取り組み

県では国の基本計画を基本としつつ域内の状況を踏まえ計画を策定する。がん対策を行う担当部署は県により異なるが、首長部局の保健福祉部などの課、係、班、グループなどが多い¹¹⁾。教育委員会・教育機関である図書館と組織的な距離は遠い。計画は5年ごとに再検討し適宜見直すとなっている。また、法律上は明記されていないが、多くの県では国と同様、がん対策推進協議会といった名称の組織を設置し検討している。

4.2.1.がん対策条例

2006年に島根県が策定して以降、策定が相次いだ。これらの多くが、がん対策基本法や関連施策に沿った内容となっている。情報提供に関しては、多くの県で独立した条文を持っている。ただし、その対象、提供情報については県によって多少異なる。条文中、がん診療連携拠点病院等の機関名が出てくるところもあるが、図書館という語はいずれの条例にも出てこない¹²⁾。

4.2.2.がん対策推進計画における図書館

県によるがん対策推進計画は、国の推進基本計画に沿って、現在、基本的に第2次の計画が策定され推進されている¹³⁾。本研究ではがん対策基本法に基づく1次および2次の全県の計画を調査し図書館に関わる記述を探した¹⁴⁾。

結果、計画に図書館に関わる記述があったのは6県であった。これらについて、1次・2次のいず

れか、策定期間、サービス実施主体、記載箇所、対象者、提供情報について整理したものが表1である。

1次・2次という観点からみると、2次になってから記載されることが増えている。このことは、前述した2次計画における全体目標の変化が影響している可能性がある。サービス実施主体は、県の計画ではあるが、県立に限らず基礎自治体の図書館も含んだものが多い。記載箇所については「相談支援と情報提供」が多いが、それ以外に「がんの教育・普及啓発」や、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」もみられる。対象者は、「県民」等一般である場合と、「がん患者・家族」に大別される。提供が期待される情報としては、県が策定した「がんサポートハンドブック」といった特定資料である場合(沖縄県2次)から、がん医療情報、さらにはがん関連図書や闘病記など、幅広い情報提供も期待されている。

表1に示していないが、図書館、特に基礎自治体の図書館については、利用者によるアクセスのしやすさが期待されていることが多かった。例えば滋賀県(2次)では、「相談支援センターは、県民に認知されるよう、市町・県立図書館など公共施設との連携を図り、県民が容易に情報を入手できる場所の拡充を行います¹⁵⁾」と記載されている。「県民が容易に情報を入手できる」との文言に見られるように、アクセスのしやすさが図書館の特徴と捉えられている。同様の記述は大阪府、長崎県でも見られるが、これらはいずれも、基礎自治体の図書館を計画に位置付けているものである。

計画に掲載された6県のうち、計画策定時点でサービスを実施していたのは鳥取県と島根県の2県である¹⁶⁾。残りの4県は県立図書館についてはサービス実施を確認できなかった。

5.まとめと課題

がん対策基本法、がん対策推進基本計画、がん対策の条例に図書館という言葉は出てこないが、図書館が貢献できることが多くあることが分かった。厚生労働省のがん対策推進協議会においては、特定資料の配布機関として図書館への言及があった。また、県のがん対策推進計画の分析からは以

下のことが分かった。

・1次計画と比較すると2次計画で図書館の記載が増えている。

・情報提供機関としての役割以外にも、教育・普及啓発や就労を含めた社会的な問題で図書館に関わる記載が見られた。

・基礎自治体の図書館に対しては、市民によるアクセスの容易性が期待されていると推測される。

・特定資料の配付機関という役割から、より広い内容を含む情報提供まで期待される役割には幅があった。

本研究では、文書から分かる事項に限定して調査を行なった。そのことにより広範な調査が可能であったが、計画掲載に至った経緯（至らなかった経緯）については、今後の課題としたい。

謝辞；本研究は2015年～2018年度科学研究費補助金基盤研究（B）（課題番号：15H02788）の助成を受けたものです。

【注】

1) 小野寺理「法制執務コラム」『立法と調査』No.209, 1999. <http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column023.htm>, (参照2016-04-20), 塩野宏「基本法について」『日本學士院紀要』Vol.63, No.1, 2008, p.1-33.

2) 以下の報告がある。法人がんサリボンズ『全力討論！がん患者さんと家族を支えるために「図書館と病院・医療従事者の連携が始まる」』2013, 10p.「健康情報サービスから探る地域との協働」第101回全国図書館大会組織委員会『第101回全国図書館大会東京大会記録』2016, p.235-245.

3) 宮崎奈穂子「市町村健康政策に応じた公共図書館の健康情報サービス」『現代の図書館』Vol.43, No.4, p.216-223.

4) 高山智子「がん情報提供体制の構築」腫瘍内科, Vol.2, No.1, 2008, p.23-28.

5) 小林仁「がん対策基本法の意義とがん医療の在り方」『立法と調査』No.265, 2007, p.55-69.

6) 衆議院。「衆法 第164回国会 16 がん対策基本法案」http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16401016.htm, (参照2016-04-20).

7) 民主党, 岡本充功による質問。第164回国会衆議院厚生労働委員会会議録第十九号, p.10-11. (平成18年4月28日).

8) 衆議院。「衆法 第164回国会 29 がん対策基本法案」http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16401029.htm, (参照2016-04-20).

9) 本田麻由美「行政との接点 がん対策基本法施行から一年を経て—患者の視点から」『Cancer frontier』Vol.10, No.1, p.180-182.

10) 厚生労働省がん対策推進協議会 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-gan.html?tid=128235>) の第1回から第56回 (2007年4月5日から2016年3月10日) の議事録を確認した。

11) 今井博久編『日本のがん対策「今、何をすべきか」がわかる本』サンライフ企画, 2012, p.35-36.

12) がん対策条例については、各県のホームページで公開されている例規集から「がん」という語をキーワードに検索を行い探した。

13) 今井博久, 中尾裕之, 福田吉治「都道府県がん対策推進計画の現状と第二期への期待」『保健医療科学』Vol.61, No.6, 2012, p.584-589.

14) 各県の計画は、①各県がん対策のHP, ②国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(Warp) (<http://warpp.ndl.go.jp/>) で公開されているものを確認し、確認できなかった静岡県第1次計画のみ実物で確認した。

15) 滋賀県『滋賀県がん対策推進計画』滋賀県健康福祉部健康長寿課, 2013, p.61.

16) サービス実施の有無は、2)の資料のほか、各県立図書館の図書館要覧等及びWarp (前掲14))を確認した。

表1 がん対策推進計画における図書館に関わる記載情報

都道府県	1次/2次	策定時期	サービス実施主体*1	記載箇所*2	対象者	提供情報
滋賀県	2	2013.3	市町・県立	相談支援と情報提供	一般	———
大阪府	1	2008.8	公立	相談支援と情報提供	がん患者・家族	がん医療情報
鳥取県	1	2008.4	県立	相談支援と情報提供	がん患者・家族	闘病記および優良図書
	2	2013.4	県立	相談支援と情報提供	がん患者・家族	闘病記およびがん医療
島根県	2	2013.3	公立・県立	普及啓発と情報提供	がん患者・家族	がん関連図書
長崎県	2	2013.3	図書館	相談支援と情報提供	一般	がん医療情報
			図書館	教育・普及啓発	———*3	がん情報
沖縄県	2	2013.4	公立	相談支援と情報提供	一般	がんサポートハンドブック
				就労を含めた社会的な問題	一般	がん関連図書等

*1 記載は計画のとおりを原則とした。なお、がん診療連携拠点病院などの病院図書室は今回の分析から除いた。

*2 がん対策推進基本計画（1次・2次）の柱立てにそって分類した。

*3 「—」は計画中に記載のないことを表す。

出版関係者からの複本削減等の要望に関する図書館関係者の議論の方法

葉袋 秀樹

元筑波大学

qzw04141@nifty.com

抄録

1997 年以後、出版関係者から公共図書館におけるベストセラー等について、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償の要望が行われてきた。本研究の目的は、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償等の要望に関する図書館関係者の議論の方法の特徴を明らかにすることである。関連する文献を収集・分析した結果、日図協と 5 団体が公貸権について対立する立場にあること、出版関係者の要望は十分分析されていないこと、調査結果の解釈のまとめ等が不十分であること、図書館関係者の間に要望を理解する相当数の意見があることが明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究の背景

1997 年以後、図書販売の減少を契機に、出版関係者(作家・出版社)から、公共図書館におけるベストセラーやエンターテインメント小説等について、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償の要望が行われてきた。

この問題については根本彰の優れた研究¹⁾²⁾があるにもかかわらず、あまり参照されていない。また、約 20 年間に約 160 点の文献が発表されているが³⁾、議論の整理は行われていない。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、1997 年以後の複本削減、貸出猶予、公貸権による補償等の要望に関する図書館関係者の議論の方法の特徴を明らかにすることである。

1.3 研究の方法

文献研究を行う。関連する文献を網羅的に収集し分析する。次の 4 つの研究課題を設定する。

①議論はどのような経過をたどったか。②出版関係者の要望の分析は行われているか。③日本図書館協会(日図協)は十分検討を行い、外部に対して説明を行っているか。④公共図書館関係者の間に出版関係者の要望を理解する意見はどの程度あったか。なお、議論の内容については今後研究する。

1.4 図書販売に影響する社会的要因等の仮説

図書販売の減少は人口の減少やメディアの変化との関連で分析する必要がある。また、現状は電子メディアへの移行の過渡期であるため、出版関係の統計の見直しが必要である。その上で、影響する社会的要因(①～③)、関連する環境(④)、販売の減少に関する現状認識(⑤)に関する仮説を設定する。

①1997 年以後の図書販売減少の一因は生産年

齢人口の減少・高齢化と少子化にある⁴⁾。

②最近の図書販売の減少の一因は、書店の減少、インターネット利用の普及にある。

③社会・人文関係図書の販売の減少の遠因は大学教育における教養教育の後退にある。

④日本の出版市場には、20 世紀後半の実質価格の大幅な低下、先進国と比較した相対的な価格の低さ、輸出等の海外市場の欠如等の特徴があり、販売収入の減少をもたらしている。

⑤図書の貸出冊数と販売点数は次元が異なる数値で、それぞれの増減と図書館・書店のシェアの変化を示すものと捉えるべきである。これらの数値は公共図書館のシェアの増加を示していると考えられる。

①～④は解決がきわめて困難であるが、⑤の公共図書館の影響は、図書館の方針次第で変化する可能性がある。これらを前提として、以下の検討を行う。

2. 議論の経過

対象となる資料と関係団体の取り組みによって、年度で区分する。

2.1 第 1 期 ベストセラーの複本購入問題 (1997～2000 年度)

津野海太郎の指摘(1997. 10)に始まり、津野海太郎(1998. 5)、能勢仁(2000. 4)、林望(2000. 12)等の出版関係者がベストセラーの複本購入を批判し、津野と林は学術書等の収集を求め、林は著作者・出版社への補償の方法を提案している。

2.2 第 2 期 エンターテインメント小説の複本購入問題 (2001～2002 年度)

コミックや小説を対象とする日本ペンクラブ「著作者の権利への理解を求める声明」⁵⁾(2001. 6)が出され、楡周平(作家)(2001. 10)

は推理小説等の予約数を紹介し、公貸権と貸出猶予の検討を訴えている。

2.3 第3期 公立図書館貸出実態調査 (2003年度)

2003年7月、日図協と日本書籍出版協会が合同で「公立図書館貸出実態調査」を実施し、ベストセラーと受賞図書(学芸・教養書)の所蔵冊数、貸出回数、予約件数を調査した(以下、「実態調査」という)。10月、中間報告がウェブサイトで公開された。

三田誠広『図書館への私の提言』(2003.8)が出版され、作家への補償に関する包括的な提案を行った。推理小説のほか、娯楽小説、大衆小説に言及しているため、本研究ではこれらをまとめて「エンターテインメント小説」と捉える。

吉田直樹(都立図書館)(2004.1)による調査結果の概要が『図書館雑誌』に掲載され、双方8氏の意見を加えた『公立図書館貸出実態調査 2003 報告書』(2004.3)⁶⁾(以下、『報告』という)が公表された。

2.4 第4期 公貸権に関する対立(2004～2006年度)

2003年11月の常務理事会(竹内哲理事長、松岡要事務局長)で、「公貸権問題への対応について」協議し、2004年3月、「図書館における貸与問題についての見解」⁷⁾(以下、「見解」という)を発表した。公貸権は時期尚早であるという考え方に基づいている。

2005年11月、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会、日本文藝家協会、日本ペンクラブの5団体が「図書館の今後についての共同声明」⁸⁾を発表し、公貸権による補償を要望した。

2006年、日図協は、文字・活字文化振興法を活かすために、「豊かな文字・活字文化の享受と環境整備—図書館からの政策提言」⁹⁾(以下、「政策」という)を発表した。G7各国の公共図書館との比較表を収録している。

2.5 第5期 総合雑誌の休刊と図書館側による議論の整理(2007～2009年度)

2008～2009年、月刊総合雑誌『論座』『月刊現代』『諸君』が休刊し、出版市場の縮小が顕在化した¹⁰⁾。図書館側では、文献レビューによる議論の整理が行われた。

2.6 第6期 貸出猶予の提案(2010年度～)

総務省等の懇談会報告(2010.6)で、貸出の経済的影響に関する意見が出され、2011年、樋

口毅宏(作家)が自著の小説(2011.2.25出版)の奥付で、6か月の貸出猶予を訴えた。2012年、日図協は「政策」の改訂版を発表した。

石井昂(新潮社)(2015.2)等が貸出猶予を求める意見を述べている。

3. 議論の分析

3.1 出版関係者の要望の分析

これまで出版関係者の要望の詳細な分析は行われていないため、要望の分析を試みる。津野の要望を最初とする。図書館と出版の関係を広く捉えているためである。

津野は、最近の公共図書館は、ベストセラーの複本は多数購入するにもかかわらず、「並よりもすこし堅めの学術書」は買ってくれないと述べて、学術書の収集不足の観点から、ベストセラーの多数の複本を批判した。

能勢は、ベストセラーの複本を批判しつつ、書籍販売冊数の減少傾向と公共図書館の貸出冊数の増加傾向を対比・予測し、販売冊数低下の対策を講じる必要を訴えた。

林は、図書の販売減少に触れつつ、ベストセラーの複本数と貸出回数を挙げ、良書を多量・豊富に蓄積することを求め、複本制限、貸出猶予、ライブラリー価格を提案している。

日本ペンクラブの声明は、新古書店と公共図書館を批判し、著作者の権利への理解を求めている。図書館における「同一作品の大量購入」を挙げ、「ベストセラー」には触れていない。

楡(2001.10)は、有名推理作家の作品の予約数と自著の利用状況を挙げ、著者の社会貢献と位置づけて、その評価を求め、公貸権にもとづく補償と貸出猶予の検討を求めている。その後(2003.3)は、日本推理作家協会の立場から貸出猶予の検討を求めている。

三田は、ベストセラーとエンターテインメント小説の複本購入を批判し、純文学や学術書の購入を要望すると共に、日本推理作家協会の貸出猶予の要望を紹介して、公貸権による補償金制度と複本削減・貸出猶予の併用を提案している。

5団体「図書館の今後についての共同声明」の要望は、①図書館予算の増大、②専門知識をもつ図書館司書の増員、③国家または公的機関による著作者等への補償制度の確立である。

2001年以後、議論の中心はエンターテインメント小説に移行している。これらの小説の貸出の影響は、ベストセラーとは別に調査・検討す

る必要がある。

津野、林、三田は、ベストセラーの複本の削減と学術書や純文学の購入を求めている。石井は、学術書の購入について論じておらず、学術書出版社を除外した議論になっている。

図書販売の減少は次の二つの要素からなると考えられる。エンターテインメント小説の購入増加（複本含む）と学術書の購入減少がそれぞれの図書の販売減少をもたらしている。前者は、読者が自分で購入する必要が少なくなるため、後者は、図書館による購入が減少し、読者の目に触れる機会が少なくなるためである。

公共図書館は、図書販売の減少の最大の要因と見なされているわけではない。日本ペンクラブの声明では、先に新古書店が挙げられ、高井昌史（紀伊國屋書店）（2015. 2）は、最大の脅威として、アマゾン、次いで、インターネット、新古書店と公共図書館を挙げている。石井は、「だからこそ本に愛情のある図書館には自制して頂きたい」と述べている。

公共図書館について、林は専門司書の配置を求め、楡は公共図書館は「不当に低い地位にある」と指摘し、三田と5団体は、予算の増大と司書の増員を求めている。

三田は、作家は補償金にこだわっていない、ヨーロッパ先進国で実施されている補償金制度が日本で実施されていないこと、「図書館の蔵書の多様性」や「文芸文化としての知的水準」が失われることを嘆いていると述べている。

3.2 日本図書館協会の対応

(1) 「実態調査」の結果の解釈

調査の目的は、「事実に基づいた論議の条件」を整えることで、『報告』には「調査結果のまとめ」5項目が掲載されているが、事実の指摘にとどまる。

吉田の記事は8氏の意見の発表前に書かれており、8氏の意見を収録した『報告』の発表後は、『図書館雑誌』で議論は行われていない。

その後、日図協著作権委員会貸与問題特別検討チームは「複本問題などに関して、権利者側に誤解があったことが明確に」なったという結論を述べているが¹¹⁾、説明はない。

吉田は、複本が少ない結果が出て、作家側の主張が変化してきたと述べているが、楡（2004. 3）は貸出の多さ、三田（2004. 3）は複本の存在を指摘している。「実態調査」では、エンターテインメント小説の複本や貸出回数を調査し

ておらず、必ずしも出版関係者の要望の全体に対応していない。そのことは図書館側の堀（国分寺市立図書館）（2004. 3）が認めている。

吉田は、受賞図書の収集が少ないことを指摘しているが、楡、三田、堀（2004. 3）、手嶋孝典（前町田市立図書館長）（2015. 5）も受賞図書の収集の少なさを指摘している。

(2) 「見解」（2004年3月）

2003年11月の常務理事会で、「公貸権問題への対応について」協議し、「実態調査」に関する報告の後、5つの対応策（①補償は必要ない、②補償の必要は認めるが、時期尚早である、③国家補償金に賛成する、④ライブラリ価格に賛成する、⑤図書館が補償金を支払う）をもとに協議し、②の「公貸権は時期尚早である」の立場で臨むことになった¹²⁾。

「見解」（2004. 3）の結論は次の4点である。①調査結果は概ね図書館界の認識に近い、②経済的損失・貢献の調査研究が必要である、③日本の公共図書館は公貸権導入国よりも著しく貧しい、④図書館の課題は3点である（㉠欧米並みの水準の図書館の達成、㉡権利者と連帯した文化政策の提言と世論形成、㉢図書館サービスの拡大と権利者も認める公益性の高い図書館の実現）。

①に関する詳しい説明や③の根拠となる具体的なデータは示されていない。②は、経済的損失・貢献の説明が不十分と感じられていることを示している。④の㉠に関する数値目標や㉡に関する説明はない。「時期尚早」論を採用したが、「見解」では、それに触れず、公貸権や補償金制度に対する賛否にも触れていない。

5団体の「図書館の今後についての共同声明」（2005. 11）の後、日図協は、貸出に対する補償金の考え方には反対であることを明らかにしている¹³⁾。

(3) 「政策」（2006、2012年）

「政策」の内容は予算と職員の確保に関する項目が中心で、図書館サービスの目的、目標等、「権利者も認める公益性の高い図書館」の内容は示されていない。

日本の公共図書館の館数、貸出冊数のG7各国との比較表が掲載されているが、解説はない。

1990年代後半の日本の公共図書館の貸出冊数は、北欧、英語圏の米・英・カナダよりは少ないが、フランスよりも多く、公貸権導入国のドイツに近い。2012年版では、貸出冊数のデ

ータを削除し、図書館数、予算額を挙げている。

その後の日図協の取り組みに関する資料は発表されていないようである。

3.3 出版関係者の要望を理解する意見

国立国会図書館の元職員2名が『図書館雑誌』に投稿している。千賀正之(2001.10)は少数派の利用者の要求の尊重を求め、熊田淳美(2002.9)は複本数の自己抑制を提案している。

都道府県立図書館では、垣口朋久(大阪府立図書館)(2001.5)が『図書館雑誌』に投稿して、複本数の削減の必要性を指摘し、前田章夫(同)(2002.7)は公貸権の必要性を主張している。瀬島健二郎(東京都立図書館)(2002.12)は根本彰の問題意識に共感を示している。

政令指定都市立図書館では、牛原秀治(神戸市立外国語大学図書館)(2002.11)が、少数派の利用者の尊重と多様な図書の収集を求め、西野一夫等(川崎市立図書館)(2007.5)が、複本制限の実践と住民の好意的な反応を報告している。

市町村立図書館では、竹内紀吉(元浦安市立図書館長)(1999.5)は多様な資料によって視野を広げる努力を提案している。齊藤誠一(立川市立図書館)(2002.10)は林望の意見を肯定的に評価し、小形亮(練馬区立図書館)(2002.10)は、資料費の減少に伴い、専門書の収集が減少する傾向があることを指摘している。

研究者では、根本彰(2002.4)は、文芸書の多さと貸出回数の多さに着目して、複本の抑制を主張し、諸外国の貸出冊数との比較の上で、公貸権導入の検討を求めている。柴田正美(2002.11)も、利用者の少ない資料の収集の必要性を指摘している。糸賀雅児(2003.3)は、影響の有無にかかわらず、作家に対する何らかの見返りの必要性を認めている。

安井一徳(国立国会図書館)(2008.2)は、日本ペンクラブによる調査では、複本を抑制している図書館や設問者の主張に賛意を示す図書館がかなり存在し、「論争に参加しなかった沈黙する勢力の存在が露わになった」と述べている。堀と手嶋は、出版関係者に批判的な立場であるが、受賞図書の収集が不十分な選書の現状を指摘している。

分散した形ではあるが、複本の削減と専門書等の収集を支持する相当数の意見がある。公貸権については、意見が少なく、「時期尚早」という意見もあるが、根本と前田が支持している。

4. 議論の方法の特徴

4.1 議論の経過

1997年～2015年の論議は6つの期間に区別できる。日図協と日本文藝家協会等5団体は、公貸権について対立する立場にある。

4.2 出版関係者の要望の分析

出版関係者の要望は十分分析されていない。出版業の現状をもとに、ベストセラーよりもエンターテインメント小説が問題となっており、補償金と複本削減・貸出猶予の二種類の要望がある。学術書の収集、図書館予算の増大、司書の増員も要望されている。

4.3 日図協による検討と説明

「実態調査」の結果に対する双方の意見の整理と解釈のまとめ、公貸権に関する判断の意思表示、その根拠に関する説明が不十分である。

4.4 出版関係者の要望を理解する意見

図書館関係者の間に、出版関係者の要望を理解する相当数の意見がある。

注・引用文献

- 1) 根本彰『情報基盤としての図書館』勁草書房, 2002.4, p.57-80.
- 2) 根本彰『続・情報基盤としての図書館』勁草書房, 2004.2, p.1-56.
- 3) 葉袋秀樹「複本限定・貸出猶予関係主要文献リスト」(<http://toshokanron.jugem.jp/?eid=10>)
- 4) 藻谷浩介『デフレの正体』角川書店, 2010, 270p.
- 5) 日本ペンクラブ「著作者の権利への理解を求める声明」2001.6.15.
- 6) 日本図書館協会、日本書籍出版協会『公立図書館貸出実態調査2003』2004.3, 64p.
- 7) 日本図書館協会「図書館における貸与問題についての見解」2004.3.5.
- 8) 日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会、日本文藝家協会、日本ペンクラブ「図書館の今後についての共同声明」2005.11.8.
- 9) 日本図書館協会「豊かな文字・活字文化の享受と環境整備—図書館からの政策提言」2006.10, 16p.
- 10) 「休刊続々 もがく書き手—月刊誌失い「ノンフィクションの危機」」『朝日新聞』2009.5.9, 33面.
- 11) 「著作権委員会貸与問題特別検討チーム(担当常任理事: 常世田良)」『図書館雑誌』99(8), 2005.8, p.589.
- 12) 「協会通信-常務理事会」『図書館雑誌』97(12), 2003.12, p.876-877.
- 13) 「「図書館の今後についての共同声明」出される」『図書館雑誌』99(12), 2005.12, p.826.

図書館行政のガバナンスの実現に向けた住民セクターのあり方 ー図書館づくり住民団体の現状を通してー

荻原幸子（専修大学）ogiwara@isc.senshu-u.ac.jp

抄録

図書館行政のガバナンス主体である住民セクターのあり方を追究するために、図書館づくり住民団体の現状を明らかにするとともに、その現状が熟議民主主義と適合するかを考察した。その結果、「特定の選好を持たない多様な属性の人々が、専門家を相対化する視点を持ちつつ熟議を重ね、住民間の議論を促すとともに、必ずしも合意されていない意見も政治システムに提供する」住民セクターのあり方が検討課題であることを指摘した。

1. 研究の背景と目的

近年の図書館行政においては、従来からの要望書や陳情書にとどまらず、住民投票条例の請求や住民訴訟など、行政セクター（首長部局、教育委員会、図書館）の意思決定に住民セクターからの強い「反対の意思」が表明される状況が一部に生じている。そのような軋轢を極力回避し、地域住民の意志を反映した民主的な図書館行政を実現するためには、行政セクターと住民セクターによるガバナンス（多様な主体が水平的ネットワークのもとに政策過程に関与する「共治」の状態）の実現が求められる。

政治学におけるガバナンス論では、長らく政策策定の主たる担い手であった政府（ガバメント）が住民の要求に対応しきれなくなったという政治現象（統治能力の危機）を背景として、住民セクターがガバナンスの主体として能動的に政策過程に関与する重要性が説かれている¹⁾。一方で図書館行政に関しては、図書館づくりへの住民参加は積極的に肯定されているものの²⁾、ガバナンス論の観点から住民セクターのあり方が議論されることは無かったといえる。このような背景のもとに本研究では、住民セクターにおいて任意に組織された「図書館づくり住民団体」（以下「住民団体」）に着目し、以下の二つの目的を設定した。

一つは、住民団体の現状を明らかにすることである。これまで、個別の住民団体の活動事例が図書や雑誌記事等に掲載されることはあっても、複数の住民団体を対象として、それらの状況を横断的・俯瞰的に明らかにした調査研究は行われていない。また、図書館行政のガバナンスを追究するという枠組みを踏まえると、どの

ような人々が、どのような活動をしているかとともに、図書館や行政セクターに対してどのように考えているかなどの、より具体的な内実を把握する必要がある。従って本研究では、住民団体の活動の主たる担い手である役員の意識や実情に対する認識を通して、その現状を明らかにする。

もう一つは、住民団体の現状を踏まえて、図書館行政の「民主的正統性を備えた」ガバナンスの実現に向けた、住民セクターのあり方を検討することである。既存の代表制民主主義においては、「選挙と議会が民主的正統性を付与してきた。特に決定作成という点では、議会が最も正統性をもち、民主主義の中心に位置してきた」のに対して、ガバナンス論では、選挙を経ない多様な主体が政策過程に関与することの民主的正統性をいかに担保するかが、極めて重要な検討課題とされている³⁾。この点について木暮は“現時点での議論においては、ある意味では一つの妥協点として、プロセスの正統性を重視することによって〔中略〕問題を解決しようとする試みが行われている”と指摘した上で、パパドポウロスやドライゼクの主張をもとに、“熟議の存在はガバナンスをより民主的にさせるうえでも重要であると考えられている”⁴⁾とする。本研究ではこの言説に依拠して、代表制民主主義を補完するもう一つの回路である熟議民主主義⁵⁾を、図書館行政のガバナンスに民主的正統性を担保するプロセスとして設定し、住民団体の現状が熟議民主主義に適合しているかを考察した。適合している場合には、図書館行政のガバナンスの民主的正統性は、住民団体の活動によって担保されることになる。また、適合しな

い場合には、住民セクターのあり方に関する検討課題が提示されることになると思う。

2. 「図書館づくり住民団体」の現状

2.1 調査方法

住民団体の役員に対する半構造化インタビューによる聞き取り調査を実施した。まず、住民団体が共通して回答可能であると想定される6つの質問項目を設定した。

(1)会員の構成 (2)講演会・図書館見学会
(3)会合におけるコミュニケーション
(4)会報の発行 (5)行事の開催
(6)行政セクター・議会に対する要望書等の提出
さらに、これらの質問項目に該当する、各住民団体の具体的な活動にもとづいたインタビューガイドを作成した。実際のインタビューでは、例えば「現在の〇〇人という会員数について、どのように考えているか」(質問項目(1)に該当)、「〇〇年度の講演会のテーマや講師を決める経緯はどのようなであったか」(質問項目(2)に該当)と質問し、大幅に逸脱しない限り自由に発言してもらうようにした。調査対象は『図書館年鑑』やWebサイトより、2013～2015年に行政セクターや議会に対する要望書や陳情書等を提出したことを要件として選定し、7団体(表1)の協力が得られた。調査の限りにおいては、これらの住民団体の間に直接的な協力・連携関係は無いといえる。当初は回答者として住民団体の代表者を想定していたが、実際には1団体を除き、代表者を含む複数の役員との集団インタビューとなった。

表1 調査対象

団体	回答者数	要望書等のテーマ	発足年	会員数
A	2名	司書採用 図書館サービス	2000	22名 (含・賛助会員)
B	6名	図書館運営 (運営形態・職員等)	2008	271名
C	1名	新図書館建設 図書館サービス等	1999	60名程度
D	4名	指定管理者制度	2013	5名
E	4名	新図書館建設計画	2009	239名
F	3名	図書館設置	1996	15名
G	8名	図書館設置	2000	120名 (及び、7団体)

複数の住民団体の現状を横断的・俯瞰的に把握するため、各住民団体に固有の状況は分析の対象外とし、2以上の団体の発言内容から共通

して見出すことができる実情や意識を、住民団体の「現状」として把握した。具体的には、Dの“もう少し若い方が1人、2人入ってくれたらいいなという希望はあります”やEの“もう少し若い人たちが支える体制をつくらなければならないと思っている”など、現状よりも若い世代の参加を求める発言からは、「役員が高年齢層に偏っている」という「実情」を把握した。また、会員数を増やすための取り組みについて、Aの“例えば目玉となるような講演会をするというのは、またちょっと違うなと。地道にお誘いして、入っていただくしかないと思います”とEの“いつもパンフレットを持って、一生懸命1人、2人と勧誘しています”という発言からは、「個人的な働きかけが必要である」という「意識」が把握されたとした。

2.2 調査結果

上述した(1)から(6)の質問項目に関する発言から見出された「住民団体の現状(実情と意識)」を以下に示す。なお紙幅の制約により、回答者による発言は省略する。

2.2.1 会員の構成

住民団体の会員は、運営を担う「役員」と、役員以外のいわゆる「一般会員」より構成される。本調査において回答した役員は、文庫関係者や学校図書館ボランティア、対面朗読ボランティア、元学校司書、元司書、元教員、元行政職員、企業の退職者等であった。

- 質問に対する発言からは、役員についての
- ・男女・年齢といった属性が多様であることが望ましいと考えている。
 - ・高年齢層に偏っている。
 - ・個性の多様性が容認されている。
 - ・図書館以外の社会的活動にも関わっている。
 - ・活動に対する責任感を有している。
- という現状と、一般会員についての
- ・活動に「浅く」関わる「応援者」であると認識している。
 - ・会員数は、発足時からの時間の経過に伴って減少傾向にある。
 - ・会員数を増やすためには、個人的な働きかけが必要であるが、活動や考え方を一般住民に広げることが容易ではない状況にある。
- ことが把握された。

2.2.2 講演会・図書館見学会

いずれの団体においても、有識者を招いた講演会や図書館見学などの学習活動を実施しており、以下のような現状が見出された。

- ・講演会のテーマは、役員の問題意識に応じて決定し、講師は自らの考え方に近いことを要件としている。
- ・講演会は、会員以外の参加も可能とする開かれた状況にある。
- ・著名な講師による講演会が、行政や市民に影響を及ぼすことに期待している。
- ・図書館見学は、より多くの住民と図書館のイメージを共有する意義があると考えている。
- ・図書館見学は、漠然としたイメージではなく、具体的なポイントを見学する必要性を認識している。

2.2.3 会合におけるコミュニケーション

会員間のコミュニケーションにより合意形成を図るための会合（例会）については、

- ・参加者間での意見の一致を重視している。
 - ・方向性や理念などの根本的な部分で同じ考えを持つという認識を共有しており、意見が対立することはない。
 - ・参加者が対等に意見を言える雰囲気が望ましいと考えている。
 - ・感情を抑制しあう状況がある。
- という現状が把握された。

2.2.4 会報の発行

D 以外は、年に 2～5 回程度の頻度で会報を発行しており、以下のような現状が把握された。

- ・住民団体にとって不可欠なものであると考えている。
- ・住民団体の存在をアピールすることに意義があると考えている。
- ・「直接手渡す」体制を取っている。
- ・会報以外でも、印刷資料の配布が一定の影響力を及ぼすと考えている。

2.2.5 行事の開催

D と図書館が設置されていない F と G 以外は、図書館利用者を増やすことを目的とした行事（図書館まつりや古本市など）を開催している。行事に関する発言から、図書館との関係についての以下のような意識が把握された。

- ・図書館との「共催」を求めている。
- ・図書館との協調関係を望んでいる。

- ・図書館協議会の委員を「応援」する役割を意識している。
- ・読み聞かせなどを実践する図書館ボランティア団体や文庫等に対しては、「親近感」と「距離感」が併存した状況にある。

2.2.6 行政セクター・議会に対する要望書等の提出

要望書等については、

- ・すぐに実現しなくても、「提出すること」に意義があると考えている。
- という状況とともに、行政セクターや議員に対する以下のような意識を把握した。
- ・行政セクターの動向に沿った長期的な活動が必要であると考えている。
 - ・行政セクターとは極力対立関係にならないことが望ましいと考えている。
 - ・自らの活動が正攻法であると自覚しており、そのことに対するジレンマもある。
 - ・議員に対しては、活動における「拠り所」としての期待感を有している。
 - ・議員に対する日頃の情報提供が効果的であると考えている。
 - ・特定の政党や議員に偏らないことが、活動にとって不可欠であると考えている。

2.2.7 その他

以上に加えて、図書館行政の動向に関する情報入手の実情と、地方新聞（地元紙）との関係についての意識も把握された。

- ・全国的な図書館行政の動向に関する情報入手が必要であると考えている。
- ・全国的な動向に関する情報入手には「図書館友の会全国連絡会」のメーリングリストが活用されており、役員の 1 名が情報を取捨選択して他の役員に転送し共有している。
- ・地域における行政や図書館に関する情報入手は、「傍聴」が重要な機会であると考えている。
- ・講演会や行事等が地方新聞（地元紙）に報道されることを望んでいるが、住民団体の意見を表明することは難しいと考えている。

3. 図書館づくり住民団体の現状と熟議民主主義の要件

調査によって把握された住民団体の現状が、熟議民主主義と適合しているかを考察した。適合しているか否かの判断においては、政治学の

熟議民主主義に関する議論から荻原が導出した、「熟議民主主義の6つの要件」を適用した⁶⁾。

適合すると判断した要件に則して住民団体の現状を表すと「公的利益の追究を志向し、参加意識・意欲を有する人々が、専門知識を得たうえで、一般の住民に対して問題の共有や関心を喚起し、政治システムによる民主的な意思決定のために意見を提供する」ということになる。すなわち住民団体は、自身の私的利益とは関わりなく、専門家に学び、一般の住民と意思決定主体である行政セクターや議会に意見を提供する役割を果たしているといえる。

一方で、適合しないと判断した要件は、

- ・ 討議のテーマに関する選好が確定していない、母集団と相似する多様な属性の人々により構成される
- ・ 専門家が答えられない問題や専門家間の見解の違いを把握するなど、専門家とは異なる立場からの論点を見出す
- ・ 部分的な非合意や暫定性を内包した多様な合意の状態を容認し、かつ、さらなる合意に向けて熟議を継続する
- ・ 住民間の議論の活性化に影響を及ぼす
- ・ 市民社会の熟議において形成された意見を政治システムに提供する

である。すなわち、熟議民主主義は、「特定の選好を持たない多様な属性の人々が、専門家を相対化する視点を持ちつつ熟議を重ね、住民間の議論を促すとともに、必ずしも合意されていない意見も政治システムに提供する」ことを想定しているのに対して、住民団体は「同じ選好を共有する高年齢層に偏った人々が、自らの選好を前提とした学習活動を行い、自らの間で一致した意見を、一般住民と行政セクターや議員に提供している」状況にあるといえる。

4. 図書館行政のガバナンスにおける住民セクターに関する検討課題

住民団体の現状は、熟議民主主義の要件と適合している状況もあるが、適合していないと判断される状況も見出された。従って、熟議民主主義を図書館行政のガバナンスに民主的正統性を担保するプロセスとして設定した場合、住民セクターには、既存の住民団体の活動に加えて、住民団体とは適合しない要件を満たすための取

り組みが必要であるといえる。果たして現在の住民セクターにおいて、「特定の選好を持たない多様な属性の人々が、専門家を相対化する視点を持ちつつ熟議を重ね、住民間の議論を促すとともに、必ずしも合意されていない意見も政治システムに提供する」という状況が存在するのか、それとも新たな仕組みを構築する必要があるのだろうか。このような視点から、例えば既存の制度である図書館協議会や、近年の図書館づくりをテーマとしたワークショップ等の実際に着目し、その意義を考察することが、住民セクターに関する検討課題の一つであると考ええる。

併せて、今回の調査結果からでは、熟議民主主義との適合を判断できない要件があった。具体的には、参加者が「専門的な知識を持たない」「特定の利益集団に属さない」という要件、学習活動において「専門家との対等な対話を行う」という要件、そして、熟議民主主義の核心ともいえる「他の参加者との選好の理由を巡るコミュニケーションにより、その選好に変容が生じる」という要件である。これらに関しては、今回のような包括的、あるいは総花的な調査ではなく、「会員の属性」「学習活動」「例会の状況」に焦点化した調査を実施することにより、現状をより詳細に把握することが必要であると考ええる。

謝辞

調査に協力していただいた住民団体の皆様に心より感謝いたします。

本研究は、JSPS 科研費 26330371 の助成を受けたものです。

引用文献

- 1) 岩崎正洋「ガバナンス研究の現在」『ガバナンス論の現在』岩崎正洋編著、勁草書房、2011、p.4.
- 2) 塩見昇編著. 図書館概論. 4 訂版. 日本図書館協会、2015、p.117-120.
- 3) 前掲 1), p.11-12.
- 4) 木暮健太郎「第2世代のガバナンス論と民主主義」『ガバナンス論の現在』岩崎正洋編著、勁草書房、2011、p.165-183.
- 5) 篠原一. 市民の政治学：討議デモクラシーとは何か. 岩波書店、2004、p.184-188.
- 6) 荻原幸子. 熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動. Library and Information Science. 2016、(掲載予定).

20 世紀型公共図書館から 21 世紀型公共図書館への変化にともなう

利用者プライバシー保護のあり方の変動

山本 順一 (桃山学院大学 june01@andrew.ac.jp)

抄録

20 世紀末から今世紀にかけて情報通信技術の発展は著しい。世の中のすべての制度仕組みが革命的变化にさらされているが、公共図書館も例外ではない。本発表の目的は、市民社会の知的自由の進展に資すべき公共図書館における‘ライブラリー・プライバシー’保護の変容の方向性を確認し、その具体的規範化のあり方についてアメリカの先進的事例に即して検討することにある。

1. 本発表のねらい

本発表では、図書館の世界で‘憲法’のごとき位置づけが与えられている‘知的自由’、この理念は日本に輸入されて‘図書館の自由’と呼ばれているが、この理念の中核的部分をなす利用者の秘密、‘ライブラリー・プライバシー’について検討する。現在は、伝統的な紙媒体印刷資料を中心とするサービスを提供してきた‘20 世紀型公共図書館’が高度な情報通信技術の発展にともないインターネットを流通するデジタルコンテンツをサービスの主要な部分に据える‘21 世紀型公共図書館’に変貌する過程にある。アメリカでは連邦憲法修正 1 条、日本では知る権利、表現の自由という同じ法的価値を守護する憲法 21 条およびそれを根底で支える思想および良心の自由を定めた憲法 19 条が従来硬性の‘ライブラリー・プライバシー’の砦を構成してきた。ところが、図書館情報システムになかば機械的に残存する(させる)市民の図書館利用事実そのものであるログ情報等を個別に、あるいはビッグデータとして利活用することが‘レコメンド機能’などの図書館サービスの向上、新規開発の可能性を飛躍的に拡大する可能性に着目し、伝統的な‘ライブラリー・プライバシー’を含む知的自由に懐疑的な態度が一部に見受けられるような印象がある¹⁾。

日本の公共図書館においては、‘ライブラリー・プライバシー’に固有のルールづくりには向かわず、個人情報保護条例に言及するだけのところが大半のように思われる。本発表は、この国よりもはるかに早くデジタル・ネットワー

ク対応に取組まざるを得なかったアメリカの公共図書館の世界に眼を転じ、‘ライブラリー・プライバシー’の本質を振り返りつつ、21 世紀にふさわしい公共図書館の‘ライブラリー・プライバシー’の捉えかたとルールづくりについて考えてみたい。

2. ささやかな‘プライバシーの権利’再考

2.1 プライバシー保護法の一般的状況

‘プライバシー’という理念の登場は 1890 年に刊行されたハーバード・ローレビューに掲載されたウォーレンとブランドイスの論文‘プライバシーの権利’²⁾を契機とすることはよく知られている。そこでは特定個人の私的領域への侵入を峻拒する‘ひとりにしておいてもらう権利’(right to be let alone)とされた。

‘プライバシーの権利’は、コモンローの次元、憲法の次元、そして制定法の次元でそれぞれ造型され、それらが重層的、立体的に絡まりあい規範としての効力を発揮する。

判例の積み重なりによってできあがるコモンロー上のプライバシーの権利は、州によって微妙に異なることは避けがたい。「(コモンロー上の)プライバシーの権利は、令状なき(私生活の)公開(unwarranted publicity)をまぬがれ、世間から距離をおいた生活(a life of seclusion)を送る権利であり、世間が関心をもつ必要のない事柄について公式の令状発給を前提としない世間の干渉を受けない生活を享受する権利」³⁾とされる。今日では、コモンロー上のプライバシーの権利は一定の成長を遂げ、能動的側面を

強化し、プライバシー侵害行為に対して積極的にこれを差止め、排除できる⁴。違行為から構成される⁵。

アメリカ合衆国連邦憲法には、権利章典 (Bill of Rights) に基本的人権をうたいあげた人権条項が並んでいる。「州のコモンローもしくは制定法によって保護されているパブリシティの権利 (right of publicity) とは異なり、より広範なプライバシーの権利は連邦憲法上論理的に導き出されるものとされてきた。この権利は成長し修正 14 条 (市民権・法の平等な保護、正当手続条項、平等保護条項) によって保護される個人的自律の自由 (a liberty of personal autonomy) となった。また、この権利はすべての事件で狭く定義されるけれども、修正 1 条 (信教・言論・出版・集会の自由、請願権)、4 条 (令状主義)、および 5 条 (大陪審の保障、二重の処罰の禁止、デュー・プロセス・オブ・ロー、財産権の保障) がある程度プライバシーの保護を提供する。」⁶

アメリカ連邦法においては、連邦通商委員会が個別具体的な立法の運営を通じてプライバシー保護の実現にあたっている。プライバシー法 (合衆国法典第 5 編第 552 a 条) (Privacy Act of 1974 (5 U.S.C. § 552a))、グラム・リーチ・ブライリー法第 6801 条 - 第 6809 条 (Gramm-Leach-Bliley Act (15 U.S.C. §§ 6801-6809))、公正信用報告法第 1681 条以下 (Fair Credit Reporting Act (15 U.S.C. § 1681 et seq.))、および児童オンラインプライバシー保護法第 6501 条 - 6506 条 (Children's Online Privacy Protection Act (15 U.S.C. §§ 6501-6506)) がそれにあたる。

2.2 ライブラリー・プライバシー法の浸透
アメリカ図書館協会のウェブページのなかに「図書館 (利用) 記録に関するプライバシー州法」 (State Privacy Laws Regarding Library Records) との標題を付したものがあ⁷。

「アメリカ図書館協会は、すべてのライブラリアンたちに対して、とりわけ公共図書館で働くライブラリアンたちに対して、地元の顧問弁護士と協働して、法執行機関からのあらゆる要求に関して即座に対応できるように、各州の秘密性の (保持を定める) 法令についての理解を深めるよう促している。48 の州とワシントン DC は、すでに図書館 (利用) 記録の秘密性を

保護する法令を備えている。ケンタッキーとハワイの 2 州には、図書館利用者のプライバシーを保護する法務総裁見解が存在する。これらのライブラリー・プライバシー保護の州法等の文言は、州によって異なる⁸。アメリカ図書館協会は、それぞれの図書館が (ライブラリー・プライバシーについての) 図書館利用者から求められる情報または図書館利用者から受取った情報、および利用者が閲覧、借覧した資料または利用者が得た情報資料の秘密性を認める基本方針 [ライブラリーポリシー] を採択するよう勧告している。そこで対象とされる情報資料には、データベース検索の記録、貸出記録、図書館間相互貸借 (ILL) の記録、およびその他の個人識別可能な図書館資料、施設設備の利用、イベントへの参加、またはレファレンスインタビューなどの図書館サービスが含まれる。図書館は、公共の安全あるいは犯罪的行為に関連する振る舞いを規律する現行法令にしたがうことが期待されている。

図書館は、(図書館利用記録を要求する) 令状もしくはその他の法的命令を受けたときに、法執行機関職員と協働するための手続きを定めなければならない。図書館は、州法の枠組みの範囲内において、法執行機関と迅速に協力する。」

3. アメリカ公共図書館におけるライブラリー・プライバシー保護規定の検討

アメリカ図書館協会、サンフランシスコ公共図書館、ニューヨーク公共図書館、ボストン公共図書館などのプライバシー保護関係規定を検討した。その検討結果を通じ、ライブラリー・プライバシーの具体的な保護のあり方を明らかにしたい。

3.1 ライブラリー・プライバシー保護の具体的な態様

3.1.1 公共図書館における図書館利用記録の取り扱いに関する一般原則

たとえば、ニューヨーク州民事訴訟手続規則 4509 条には、「図書館資料の貸出、コンピュータ・データベースの検索、ILL の処理、レファレンス質問、図書館資料の複写依頼、資料の予約申込み、あるいは映画フィルムや音楽レコードといった視聴覚資料の利用に係る記録に限定されることなく、公共 (図書館)、民間の自

由な組織、学校、大学に付設される図書館、およびニューヨーク州の図書館システムの利用者たちに関して、氏名またはその他の個人を識別する詳細な情報を含む図書館記録は、当該図書館の適切な業務運営に必要な程度において開示される場合、および当該利用者の要望ないし同意にもとづく令状、裁判所の命令に従うかあるいはその他法令が命ずる場合をのぞき、秘密性が保持されるべきであり、開示されてはならない⁹と定めている。

3.1.2 ライブラリー・プライバシーが開示される場合

①ライブラリーカードの保有者本人が自身の利用、便益向上のために開示を望むとき、②ライブラリーカードの保有者が近親者を含む特定の第三者に対して自らの図書館利用履歴を知ってもらいたいとの意向を明らかにしたとき、③権限ある図書館職員が当該利用者の利用事実を業務上使用し円滑な業務運営に役立てようとするとき、および④適切な手続きを経て政府職員等が公共目的を実現するために特定の利用者の一定の利用事実を把握しようとするとき、にライブラリー・プライバシーが開示され得る。

3.1.3 利用者とのコミュニケーション

図書館サービスの提供にかかわる定型的な利用者とのコミュニケーションは、その態様にかかわらず、ライブラリー・プライバシーを構成し、保護される。しかし、利用者から図書館へ送られる手紙やeメールなど、直接当該利用者が特定の具体的な図書館サービスの提供を受けることのないコミュニケーションは市民と図書館という公的機関とのあいだの公的記録（public records）となる。

3.1.4 利用者が図書館のホームページにアクセスしたとき発生する個人情報について

利用者がPCやスマートフォンを通じて図書館のホームページにアクセスし、キーワード等を入力したときには、一般に一定の情報が自動的に図書館側のサーバに記録される仕様となっている。これらのうち一定範囲の情報は図書館の業務に有用で、図書館サービスの向上のためにはこれらを有効に利用したい。当該アクセスの事実、日時、どの地域から、使用ブラウザ、アクセスされたウェブページと遷移のプロセスなどについては、その一部、たとえばアクセス

件数などは図書館統計として、その他は業務分析に利用する（利用者のライブラリー・アカウントとは別個のものとして取扱われる）。もっとも、契約しているベンダーがクッキーを利用していることはあり得、図書館は契約によってベンダーのクッキーから得られる情報の悪用を防止し、個々の利用者の秘密性を保護する責務を負わされていると考えるべきである。

3.1.5 貸出サービスとILLにおいて

ILLの依頼については相手方も図書館組織であり、関係法令や「図書館の権利宣言」、倫理綱領などの業界規範で規律されるので、「ライブラリー・プライバシー」は確実に保護される。

3.1.6 電子書籍等の貸出サービス

eContentsの利用者への「貸出」については、ベンダーのプライバシーポリシー、利用約款の適用を受ける。

3.1.7 レファレンスサービスについて

参考質問には一定の流行ないしは反復性があり、内外の多くの図書館現場ではレファレンス記録票の様式が用意されており、参考質問と使用ツール、得られた解答を記録にとどめ、参考質問に対する事例を蓄積し、定石集を作成している。個人を特定する情報だけを除き、レファレンス記録を保存し、関係職員の間で共有、あるいは同様の情報ニーズをもつはずの利用者市民に対して公開することは図書館業務の向上改善に資する。

3.2 図書館における個人情報利用の要諦

ライブラリー・プライバシーは、図書館利用者が通常の図書館と図書館サービスの利用にともない業務遂行上不可避免的に発生する個人情報をも本體とする。また、リアルとサイバーに痕跡として残る、この図書館利用情報は当該個人の趣味嗜好、主義主張、経済的社会的事情、健康状態、政治的信条など人格そのものを映し出す、名前と顔のある情報であることから、これが不用意に漏洩・流出し、悪意でこれを利用しようとする機関や組織団体、個人の手に渡る、アクセスされれば、精神的、財産的、身体的な被害、損害、拘束・自由の剥奪が現出しかねない。だからといって、その情報を跡形もなく消去してしまうというということも賢明とは思われない。

当該個人への実害を回避しながら、氏名と顔を消された匿名情報の集積を上手に利活用し、

現在の図書館サービスの水準・利用者満足度等を評価し、またコストパフォーマンスに優れる図書館サービスの向上、開発を目指すべきであろう。公設無料貸本屋機能を越えた各種プログラムの企画、開発、実施にも活かされるべきである。

4. むすび

日本の国内においては、出版産業がいまだデジタルコンテンツ・マーケットの創出に十分な成果をあげるまでにいたらず、また日本語データベース産業もまたはかばかしくない状況にあり、日本の公共図書館の現状はアメリカの公共図書館とは大きく異なり、インターネット・サービスや一定規模の電子書籍を搭載したデータベースの提供に乗り出せずにいる。しかしながら、インターネットがこれだけ普及し、質量ともに誇る未曾有のグローバル情報空間に育ったサイバースペースの存在に想到したとき、日本の公共図書館もまたそう遠くない時期に、小説やコミックなどのエンタテインメント作品に限らず、市民生活や日常業務に必要とされる多種多様な情報へのアクセスをサービスすることになるはずである。そうすれば、日本の多くの公共図書館がそのホームページ上にあげている

‘プライバシーポリシー’も現在のような個人情報保護法(平成15年5月30日法律第57号)11条にもとづく個人情報保護条例を根拠として、公立図書館が「保有する個人情報(利用者登録情報と一般的な利用情報)の適正な取扱い」を抽象的に表現するものではなく、本発表で紹介、検討したサンフランシスコ公共図書館など、アメリカの公共図書館のように、いまだ一度‘知的自由’の根本理念に立ち返り、詳細な‘プライバシーポリシー’を掲げざるを得なくなるものと思われる。

アメリカ公共図書館のライブラリー・プライバシーは、最近では2001年に制定された愛国者法との関係で育てられている部分をもつ。ところが、2015年6月、連邦議会では当局が裁判所の令状なしで不特定多数から情報を集めることを禁止する条項や、令状発行の手続きを透明化する条項が盛り込まれた「米国自由法」を可決した。一方、日本では特定秘密保護法(平成25.12.13法律108号)が施行されるなど国家秘密が肥大している。指定管理者制度の蔓延等により弱体化しているが、知的自由の要である‘ライブラリー・プライバシー’の重要性は今日では確実に高まっているはずである。

¹ 渡邊齊志「知的自由の陥穽：利用情報保護思想が公立図書館に及ぼす影響の分析」*Library and Information Science*, no.58, pp.103-15 (2007)。

² Samuel Warren and Louis Brandeis, "The Right to Privacy", 4 *Harvard L.R.* 193 (Dec. 15, 1890)。

³ *Strutten v. Dispatch Printing Co.*, 2 Ohio App. 3d. 377(Ohio Ct. App., Franklin County 1982)。

⁴ *Black v. Aegis Consumer Funding Group, Inc.*, 2001 U.S. Dist. LEXIS 2632(S. D. Ala. Feb. 8, 2001)。

⁵ *Norris v. Moskin Stores, Inc.*, 272 Ala. 174(Ala. 1961)。

⁶ <https://www.law.cornell.edu/wex/privacy>

⁷ <http://www.ala.org/advocacy/privacyconfidentiality/privacy/stateprivacy>

⁸ 拙稿「アメリカ法にみるプライバシーの保護と図書館の自由」(塩見昇, 川崎良孝 編著『知的自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学

研究会, 2006, 325-387, pp.325-387)。

⁹ <http://www.nysl.nysed.gov/libdev/excerpts/cvp4509.htm>

参考文献等

- Cherie L. Givens, *Information Privacy Fundamentals for Librarians and Information Professionals*, Rowman & Littlefield, 2015.
- 日本図書館協会図書館の自由委員会編『みんなでつくる・ネットワーク時代の図書館の自由：連続セミナー2013 記録集』日本図書館協会図書館の自由委員会, 2014 (図書館の自由別冊 (2014年10月))。
- NYPL Privacy Policy
- BPL Patron Privacy Policy
- SFPL Privacy Policy
- ALA Guidelines for Developing a Library Privacy Policy

仮想事例を用いたプライバシー権・名誉権侵害資料提供の法的根拠の検討

田中 伸樹
桃山学院大学大学院
15d3101@andrew.ac.jp

プライバシー権等の侵害が疑われる資料を提供することについての法的な正当性を検討するため、図書館を被告とした架空のプライバシー権等侵害による抗告・損害賠償請求訴訟を基に、被告となった図書館がどのような主張をなし得るかを考察した。主張は情報の流通者としての論理に依拠するところが大きく、知る権利や図書館の自由の保障などの積極的な論理の活用し得る場面についてはさらなる検討が必要である。

はじめに

他者のプライバシー権や名誉権（以下、プライバシー権等と表記）を侵害するなどした出版物をめぐる訴訟において、図書館での資料提供による当該情報の拡散を、裁判所が問題視した例は無い。無断で撮影された写真を掲載されたことによる肖像権侵害が争われた事件では、図書館への違法性の通知、ならびに利用者へ告知するため当該雑誌に貼付する付箋の送付を求めたが、「不確実で実効性に欠ける」として棄却されている¹⁾。権利を侵害したとされる著者および出版者と、それにより損害を被ったとされる者との間でなされる紛争において、図書館は周縁部の存在である。

しかし、被侵害者が、より確実な救済を求めて、当該情報の流通者たる図書館に対しても何らかの請求をなすことは十分に考えられる。事実、訴訟の提起には至っていないものの、頒布差し止めの仮処分決定を受けて、図書館に対しても‘法的手段’を示唆して利用制限を迫る事例は存在するし²⁾、著作権侵害事例においては、利用差し止めを求める訴えがなされている³⁾。図書館による権利侵害が司法により判断されることになった場合、図書館としての論理がどのように機能するか検証するため、本稿では、仮想のプライバシー権等侵害訴訟を設定し、被告となった図書館の反論の内容を検討する。

1. 仮想事例

200X年、A市において実母を殺害した罪に問われたX（当時17歳）は、懲役5年以上8

年以下の実刑判決が確定し、少年刑務所に収容された。当該事件に関心を寄せていたノンフィクション作家であるBは、Xの周辺で取材を重ね、翌年、独自の視点から現代の家族観や少年司法のあり方を問う著作を発表した。

発表後すぐに、Xは、同著作における、事件の詳細やXの実名・経歴などの私事に関する記述について、プライバシー権および名誉権侵害であるとして、著者Bおよび出版社に対して以降の出版差し止めと慰謝料を求めた訴訟を提起し、ならびに、現時点での出版差し止めの仮処分を申し立てた。仮処分は認められたものの、その後の本案においては、社会の正当な関心事であり、公表する理由が公表されない利益を上回るとして、差し止め、慰謝料ともに棄却された。現在、本件著作は、判決確定後にBおよび出版者が、問題とされた箇所につき自主的に表現を改めた改訂版が市場に流通している。仮処分の申し立て中、A市の図書館に同書が所蔵されていることを知ったXは、代理人を通じ、同書の閲覧禁止措置を求めること、要望に従わない場合は提訴することなどを通知した。これを受け、同図書館は同書を閲覧禁止とした。改訂版の発売後は、旧版を保管しつつ改訂版を利用に供している。

出所後、XはA市から地理的に離れたY町に転居した。Y町立図書館に旧版の存在を確認することは無かったが、少なくとも利用されることは稀であると考え、特に問題視することではなく、理髪店を開業、平穏に生活していた。

202X年、Y町立図書館は、同町出身であるBの近著が、優れたノンフィクション作品に贈

られる賞を授与されたことを記念し、受賞作ほか、所蔵する B のすべての著書を企画スペースに展示したが、その中には改訂前の本件著作が含まれていた。そのことを知った X は、同書の内容が住民の目に触れることをおそれ、同図書館に対し、閲覧禁止措置を文書によって求めたが、図書館長は、日本図書館協会の参考意見⁴⁾に則り、頒布差し止めの司法判断が出ていないことに鑑みて、正当な理由があれば利用制限を行うとした Y 町立図書館運営規則の規定には当たらないとして要求を拒否した。

これを受けて X は、Y 町に対し、①町立図書館における当該旧版資料の閲覧禁止要求拒否処分の取消、②改訂版の購入および旧版との差し替えの義務付け、および③周辺住民に経歴を知られることについての精神的苦痛に対する慰謝料 300 万円を請求する訴えを提起した。

2. 処分の取消しの訴え

原告 X は、①の請求の理由として、本件は運営規則に定める「正当な理由」に当たること、当該処分は裁量権の範囲を逸脱するものであり違法であることを主張することが考えられる。正当な理由とは、すなわち原告のプライバシー権等の侵害を意味するものであるところ、当該資料が既に出版され、かつ過去に違法性を否定されているものである以上、当該資料を利用に供する行為にも問題は無く、利用に制限を加えることが必要と認められる程度の正当な理由は存在しないとの反論は可能である。

ただし、著作発表時には社会の正当な関心事であるとして、公表する利益が公表されない利益を優越していたとしても、過去の犯罪歴の公表は、その後の生活状況や当事者の重要性・影響力、公表する意義などを併せて判断すべきものであり、利益の優越性が覆る可能性はある。すなわち、「社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実を照らせば、……前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有してい」る⁵⁾と認められる場合である。しかし、この場合であっても、既存の出版物の貸出閲覧は公表にはならないと解すべきである点は主張できよう。

次に、本件における閲覧禁止拒否処分が裁量権の逸脱濫用にあたるか否かが問題となる。行政事件訴訟法 30 条は、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」と定めている。

裁量権の適切な行使については被告が立証責任を負う⁶⁾とされるところ、図書館は、運営規則の規定が公の施設につき「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではない」とする地方自治法 244 条 2 項を受けたもので、図書館における資料閲覧の可否の決定が裁量に委ねられている⁷⁾ことを前提に、図書館法 3 条に定める図書館奉仕の実施や、日本図書館協会の参考意見を踏まえてなしたものであつたことを主張しなければならない。法的拘束力を持たない参考意見に則った点については、知る権利や読書の自由を援用し、当該見解が、国民の憲法上の権利である知る権利、読書の自由に奉仕する図書館における資料提供を実践するための一定の指針であることを付しておく必要があろう。

裁判所が行政の裁量権の逸脱濫用を審査するにあたり、「判断過程審査手法を用い、裁量処分に係る審査密度を高める傾向性を強めている」⁸⁾とされる。判断過程審査は、「裁量処分にいたる行政庁の判断形成過程に着目し、その合理性の有無という観点から裁量審査を行う方法」⁹⁾であり、とりわけ「判断形成過程における考慮要素を抽出し、その重み付けにまで踏み込んで審査する手法は、多様な法的利害の総合的調整が求められる行政決定について、裁量に対する審査密度を高めるものである」¹⁰⁾。他者の権利利益との衝突が生じ、密度の高い審査が求められる本件においても、この手法が採られる可能性は高い。判断過程審査においては、考慮すべき事項を考慮しない、重視すべきでない事項を重視するなどした場合に、裁量権を逸脱したものと捉える。「判断過程統制手法も個別事案ごとに多面性を獲得しつつある」¹¹⁾中で、当事者が主張しなかった点(すなわち本来は考慮すべきであつた事項)からは、推知報道を禁じる少年法 61 条の意義、原告が地域社会から受ける影響などが考慮事項とされる可能性はある。裁判所が何を考慮事項として抽出し、それらの重み付けに対してどのような判断を下すかは、裁判所がどのように図書館の意義を認めるかにかかっていると見て良い。

3. 義務付けの訴え

義務付け訴訟とは、「行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟」

(行政事件訴訟法 3 条 6 項)である。同条において、事前の申請または審査請求がなされているか否かによって要件等が区別されていると

ころ、本件についてみれば、原告は、訴訟の提起前に閲覧禁止を求めた時点では改訂版の購入を要求していない。したがって、本件の義務付け訴訟は非申請型(直接型)義務付け訴訟(同法3条6項1号)であると言うことができる。

まず、本案前の答弁として、訴訟要件を満たさないとして訴えの却下を求めることが考えられよう。非申請型義務付け訴訟において特に定められた訴訟要件は、「行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされない」

(同上) 場合において、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」(37条の2第1項)である。図書館が利用に供し続けることで「回復不可能な重大な損害が生じるとは思われない」¹²⁾との主張や、義務付け訴訟の前提とされる当該行為の処分性につき、原告の求める改訂版の購入・差し替えは「その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」¹³⁾にはあらず、処分性は認められないとする旨の主張を行うべきである。

非申請型義務付け訴訟における本案勝訴要件は、「……行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」(37条の2第5項)である。前段の記述は、法令の機械的な執行として行政庁による裁量の余地を認めないとする羈束処分について想定していることを踏まえれば、本件訴訟における資料の購入・差し替えについては後段の記述が該当することは明らかである。原告の請求の理由も、本件処分を行わないことが裁量権の逸脱濫用にあたるという点を主張するように思われる。

本案については、裁量権の逸脱が争点となることから、この点につき、取消訴訟と同じ主張で対抗し得るものと考えられる。加えて、改訂版を購入しないことにつき、通常どおり選書基準を運用した結果であり、裁量権の恣意的な濫用にも当たらないことを主張する必要があると言える。裁判所の抽出した考慮事項をもって判断過程審査がなされるであろうことも取消訴訟と同様である。

4. 賠償請求¹⁴⁾

原告の請求③は慰謝料の請求である。行為者

には民法709条にいう不法行為が成立することが求められる。不法行為の成立要件は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」ことである。その他、損害の発生および侵害行為との因果関係が必要であるが、本件図書館として主張すべきは、違法性ならびに過失の不存在であろう。

違法性については、権利利益の侵害があったか否かが基本的な争点である。プライバシー権等の侵害を主張する原告に対しては、抗告訴訟のものと類似の反論ができよう。すなわち、図書館資料として公衆の利用に供する行為はプライバシー権等侵害行為に当たらないというものである。加えて、「図書館による利用は法律に基づく正当な行為として違法性を阻却される」¹⁵⁾として図書館法3条などに基づく正当業務行為と主張することも可能である。

名誉毀損やプライバシーについては、公共性、公益性、真実(相当)性などの要件が認められているが、図書館にこの基準を適用することはできない。基本的には両者の利益の比較衡量がなされるものと思われる。図書館は、基本的人権である表現の自由から導かれる知る権利の重要性、読書の自由にかかる図書館の公共性や公益性から、図書館において利用に供する利益が上回ることを主張すべきである。なお、比較衡量基準は、初期の判例以降は「表現者側に不利に機能しているように見える」¹⁶⁾と評価されている点には注意を要する。その他、違法性判断の枠組みに則した主張を加えるならば、注意義務を尽くさずに漫然と行った行為ではないこと¹⁶⁾や、図書館活動の公共性に鑑みて、損害は原告が受忍すべき限度の範囲内であるため違法性は有しないこと¹⁷⁾などがある。

原告が図書館の過失を主張するにあたっては、当該資料について、権利侵害のおそれが生じていることについての確認を怠ったことが強調することが考えられる。過失を認める要件は、予見可能性を前提とした結果回避義務違反であるところ、図書館は、頒布差止めの司法判断が無いこと、時間の経過によってプライバシー侵害の恐れが生じていることにつき、客観的に予見できる状況にはないことから予見可能性を否定し得る。また、「図書館には所蔵する図書が他人の名誉やプライバシーを侵害するか否かをいちいち調査する事前の予見義務ではない」¹⁸⁾。これは過失の不存在についてももとより、違法性における注意義務に関しても主張し得るものであろう。

おわりに

被告としての図書館という立場から、図書館の論理を踏まえた主張を試みた。情報を流通するという図書館としての性質、社会的役割に依存した形での主張が多く、知る権利や図書館の自由の保障など、図書館の積極的な論理展開を活用し得る場面についてはさらなる検討が必要である。また、仮想事例では取り上げなかったが、図書館が被告となり得る抗告訴訟の形態としては差止訴訟も考えられるところである。

なお、本稿では、図書館の論理に基づく応訴を中心に上げることが目的としたため、裁判所による判断の内容まで踏み込むことはしなかったが、少なくとも、どのような事例によっても図書館が敗訴することは無いと言うことができないという点は間違いない。

注

- 1) 東京地裁平成1年6月23日判決 昭和61年(ワ)13809号(「週刊フライデー」肖像権侵害事件)。なお、行為の違法性は認められ、慰謝料の支払いが命じられている。同様に、当該表現の違法性を認めながらも図書館への通知書送付の求めが棄却されたものとして『石に泳ぐ魚』事件 地裁判決(東京地裁平成11年6月22日判決 平成6年(ワ)25182号)など。
- 2) 日本図書館協会図書館の自由委員会編『図書館の自由に関する事例集』p.86-91(「秋田県の地域雑誌『KEN』提供禁止要求」)など。
- 3) 原告の著作物と同一内容の著作物を提供することにつき争われた事例。東京地裁平成22年2月26日判決 平成20年(ワ)32593号は貸与権侵害、著作者人格権侵害を否定し、原告の請求を棄却。控訴審である知財高裁平成22年8月4日判決 平成22年(ネ)10033号は、原告の翻訳権を侵害していたとして、図書館が侵害主体でないことをもって差止請求を否定したほか、地裁判決と同旨によって控訴を棄却。
- 4) 『文藝春秋』(1998年3月号)の記事について①「①頒布差し止めの司法判断があり、②そのことが図書館に通知され、③被害者(債権者)が図書館に対して提供制限を求めた時」。
- 5) 最高裁平成6年2月8日判決 平成1年(オ)1649号(「ノンフィクション『逆転』事件」最高裁判決)。
- 6) 塩野宏『行政法Ⅱ 行政救済法[第5版補訂版]』有斐閣 2013年 p.166
- 7) 東京地裁平成13年9月12日判決 平成12年(行ウ)175号
- 8) 南博方・高橋滋・市村陽典・山本隆司編『条解 行政事件訴訟法[第4版]』弘文堂 2014年 p.621
- 9) 櫻井敬子・橋本博之『行政法[第5版]』弘文堂 2016年 p.118
- 10) 同上 p.120-121
- 11) 南博方・高橋滋・市村陽典・山本隆司編『条解 行政事件訴訟法[第4版]』弘文堂 2014年 p.624
- 12) 松井茂記『図書館と表現の自由』岩波書店 2013年 p.141
- 13) 最高裁昭和39年10月29日判決 昭和37年(オ)296号
- 14) 通常、公務員の職務によって損害を被った場合、国家賠償法1条によって国又は公共団体に損害賠償を請求する。しかし、図書館での貸出行為が国家賠償法1条の「公権力の行使」に当たらないとする裁判例(福岡地裁小倉支部 平成5年1月28日判決 平成3年(ワ)174号)に則とするならば、国等への請求は、民法715条の使用者責任に基づくものとなる。純粋な私経済作用と公の営造物設置管理作用(国賠法2条)以外の作用をすべて公権力の行使とする通説・判例の立場からは疑問が残る。本稿では両者を区別して扱わず、いずれの場合にも通じる記述を行う。
- 15) 前掲12) p.134
- 16) 国家賠償請求につき違法性の要件として注意義務を認めたものとして最高裁平成5年3月11日判決 平成1年(オ)930号。なお、過失を客観的に判断するものと評価される注意義務違反を、元来客観的要件である違法性の問題とすることについて、過失と違法性の区別につき議論が存在するが(不法行為法から近江幸治『民法講義Ⅵ 事務管理・不当利得・不法行為[第2版]』成文堂 2006年 p.128-132、国家賠償法から前掲6) p.314-325など参照。)本稿では触れない。
- 17) 最高裁昭和56年12月16日判決 昭和51年(オ)395号など。もっとも、受忍限度論は公害に関する訴訟を中心に適用されていることからすれば、本件のような事例に用いられることは考えにくい。
- 18) 松本克美「名誉・プライバシー侵害図書閲覧制限措置請求権について」『早稲田法学』74巻3号 1999年 p.583
- 19) 村上孝止「プライバシーの保護と表現の自由」竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務大系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』青林書院 2004年 p.235

学術論文に著作権は必要か？

～学術論文の著作権が果たす役割～

鈴木康平

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科
ksuzuki@klis.tsukuba.ac.jp

抄録

自由な流通・利用の観点から学術論文の著作権を否定することを主張する学説がある。一方、著作権は学術論文を不適切な引用等から守る役割もあると考えられる。裁判例から学術論文の著作権が果たしている役割を調査し、学術論文に著作権は必要なのか検討した。その結果、学術論文の著作権は、改変、盗用、不適切な引用等に対する訴えを起こすための法的な根拠としての役割を果たしており、学術論文に著作権は必要であるという結論を得た。

1. 背景・目的

著作権法は、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を著作物と定義している（著2条1項1号）。学術論文も著者の思想又は感情が創作的な表現として含まれていれば著作物となる。

学説には、4章で後述するように、自由な流通・利用を促進するという観点から、学術論文の著作物性を否定することを提案するものがある。一方、著作権法は引用に関する規定（著32条）や、氏名表示に関する規定（著19条）、表現の同一性の保持に関する規定（著20条）等があり、学術論文を不適切な引用や不正行為等から守る役割もあると考えられる。

学術論文の適切な流通・利用のための著作権法制度の在り方を検討するには、まず、学術論文の著作権がどのような役割を果たしているか明らかにする必要がある。本報告では、裁判例から学術論文の著作権が果たしている役割を調査し、学術論文に著作権は必要なのか検討する。

2. 研究方法

研究方法として、裁判例・学説等の文献調査を採用する。本報告は、我が国の制度上、学術論文の著作権が果たす役割を検討するものであるため、我が国の裁判例・学説を検討する。

3. 学術論文の著作権に関する裁判例

学術論文の著作物性は前述の通り思想又は感情が創作的な表現として含まれていれば認められる。

大阪高判平成6年2月25日知財集26巻1号179頁〔数学論文野川グループ事件・控訴審〕では、数学の命題の解明過程及びこれを説明するために使用した方程式の著作物性が争われた。判決では、数学に関する命題の解明過程はアイデアであつて著作物に該当しないとする一方で、解明過程の表現に創作性が認められる場合に著作権を主張することは別である旨判示しており、論文自体は著作物であることを否定しなかった。

大阪地判平成16年11月4日判時1898号117頁〔インド人参論文事件〕では、自然科学に関する論文の著作物性が争われた。この判決においても、自然科学上の知見それ自体は表現ではないから同じ知見が記載されていても著作権侵害とはいえないが、自然科学上の知見を記載した論文であっても、論文全体として、あるいは論文中的ある程度まとまった文章として、著作者の個性が表れている場合には著作物性を認めることはあり得る旨判示している。

以上のように、研究の結果得られた知見等はアイデアそのものであつて著作権法の保護対象ではないが、裁判例においても論文の著作物性が認められている¹⁾。以下、論文が著作物と

認められていることを前提として、論文の著作権がどのような役割を果たしているのか、裁判例を挙げて示す。

3.1. 論文の無断改変に関する裁判例

東京高判平成3年12月19日知財集23巻3号823頁〔法政大学懸賞論文事件・控訴審〕では、大学の学内懸賞論文に応募された論文を雑誌に掲載する際に、著作者に無断で送り仮名の変更、読点の削除、中黒を読点に変更、改行の省略したことが、同一性保持権（著20条1項）を侵害するものであるか争われた。判決では、著20条2項4項は「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる改変」にあたる場合には同一性保持権侵害とならないが、本件論文の改変は、改変を行わなければ、大学における教育目的の達成に支障が生ずるものとは解し難く、学生の研究論文という性格から、他の論文との表記の統一がいかなる理由で要請されるのかも明確ではないとし、改変の必要性が1号（教育上やむを得ない改変）及び2号（建築物の増改築等）の場合と同程度に存在したとはいえないとして、やむを得ない改変とは認められず、同一性保持権を侵害する旨判示された。なお、単なる誤植の改変は侵害を否定している。

3.2. 盗用に関する裁判例

東京地判平成27年3月27日裁判所ウェブサイト（平26（ワ）7527号）〔著作権法論文事件〕では、論文の一部がその著者名が表示されずに別の論文に複製されていたことが氏名表示権を侵害するものか争われた。判決では、被告ら共著論文Aに原告論文の一部が原告の氏名が表示されずに複製されていたことは、原告の氏名表示権（著19条1項）を侵害するものである旨判示した。また、被告ら共著論文Bにおいて、原告論文の一部が本文中に複製されており、著者名や題名等が末尾の「文献」欄に記載されていたとしても、個々の文献と本文中における引用又は参考とした箇所との繋がりが明示されていないため、原告の氏名が表示されているとはいえない旨判示した。

なお、共著者である指導教員が学生の論文が著作権等を侵害しているか確認する義務を負っ

ているかということに関して、控訴審の知財高判平成27年10月6日裁判所ウェブサイト（平27（ネ）10064号・平27（ネ）10078号）では、論文の盗用の可能性について具体的な審査基準が存在しない以上、学生の論文の個々の表現について著作権・著作者人格権の侵害の有無を逐一確認すべき義務を負っているとは解されない旨判示している。

また、同事件の控訴審判決では、著作権法は学術論文を著作物として保護しており、複製権、翻案権、氏名表示権等、論文の盗用・剽窃されない利益を既に想定しており、別個の法的保護に値する利益は認められないとして、一般不法行為の成立を否定している。

東京地判平成19年1月18日裁判所ウェブサイト（平18（ワ）10367号）〔再分配とデモクラシーの政治経済学事件〕は、被告が原告の承諾を得ずに、原告と共同で執筆した英語論文の内容の一部を省略して日本語論文に翻訳した行為は、原告の翻案権を侵害するものである旨判示している。あわせて、著作者の承諾を得ずに、英語の表現形式を日本語に変更することは同一性保持権の侵害になるものであり、原告の氏名を表示しなかったことは氏名表示権を侵害するものである旨判示している。

3.3. 共著者に関する裁判例

大阪地判平成24年12月6日裁判所ウェブサイト（平23（ワ）15588号）〔共著者表示事件〕では、論文の指導等をした者が著作者として認められるか争われた。判決では、論文の共著者として原告の氏名が表示されていることにより原告は論文の著作者と推定される（著14条）、しかし、著作権法上の著作者というためには論文の執筆（創作行為）に、実質的に関与したか否かで判断すべきであり、論文の作成を指導しており、主導的な役割を果たしたことが窺えるとしても、研究成果自体について著作権は成立しない、また、原告の論文が引用されていたとしても引用を理由に何らかの権利を取得するものではない、そして、原告が直接執筆に関与していたことは主張・立証されていないのであるから、推定は覆滅され、原告は論文の著作者とは認められない旨判示した。

なお、判決では学術論文における共著者の記

載のあり方について、東京大学大学院情報学環学際情報学府の学生（博士課程を含む）向けの解説を挙げ、論文の執筆自体に実質的な関与がなくても、指導教員や共同研究者を共著者として表記することがあり得ることを前提としていることが窺えると判示している。

また、前掲インド人参論文事件では、原告は共同研究での研究成果について、その役割に応じて共同執筆者の地位か与えられるべきであり、表現によって裏付けられている論理過程そのものが重要であるから、表現上の相違があっても、著作者人格権（氏名表示権）の侵害を構成する旨主張したが、裁判所は、著作者人格権の侵害を判断するにあたっては表現を比較すべきであり、研究過程や成果の内容は比較すべきでない旨判示している。

なお、著作権侵害が争われた事例ではないが、東京地判平成8年7月30日判タ940号222頁〔経営システム科学論文事件〕では、論文を学会誌に再投稿する際に第二著者であり共著者である被告が、第一著者である原告に無断で著者順序を入れ替えたことが不法行為を成立するか争われた。裁判所は、当該投稿論文は、被告が検討を加えているとしても、原告の修士論文と理論構築上同一であり、当該投稿論文の主要な著者は原告であるとした。そして、無断で著者順序を入れ替えて再投稿したことは不法行為を構成すると判示した。

4. 考察

裁判例から、学術論文の著作権は、無断改変に対しては同一性保持権、盗用に対しては氏名表示権、そのほか不適切な引用等に対する訴えを起こすための法的な根拠としての役割を果たしていることが分かる。研究者が自らの学術論文を盗用・改ざん等の不正行為から守るために著作権は必要であり、学術論文に著作物性を認めないことは適切ではない。

また、オープンアクセスと著作権は矛盾するものではない。BOAIによる典型的なオープンアクセスの定義においても、「複製と配布に対する唯一の制約、すなわち著作権が持つ唯一の役割は、著者に対して、その著作の同一性保持に対するコントロールと、寄与の事実への承認と

引用とが正当になされる権利とを与えることであるべきである」と定義されており²⁾学術論文の著作権は否定されていない。

学術情報の著作権について、自然科学系の学術論文は著作権の対象として保護される可能性が低く、論文の円滑な流通を図るために全体として論文の著作物性を否定すべきとするものがある³⁾。しかし、自然科学系の論文とはどのような分野の論文を指すのか曖昧である。既存の分野の研究はもちろん、分野を横断した研究に対して、どこまでが自然科学系であり、どこからがそうではないのかボーダーラインを設けることは困難だろう。

また、国外の研究だが、学術情報の著作権を廃止しても大学や助成機関による援助があれば、学術論文・学術書の執筆や出版に対する研究者のインセンティブを削ぐことはないということを経済学的な観点から分析しているものがある⁴⁾。しかし、少なくとも我が国において学術論文の著作権の役割は経済的なインセンティブだけではないことは裁判例から明らかである。

仮に学術論文の著作権を否定し、盗用・改ざん等の不正行為に対して著作権による訴えができないこととなると、一般不法行為の成立を主張することが想定される。しかし、学術論文の著作権を条文上あるいは解釈上認めないに関わらず、本来は複製権や氏名表示権等で対抗することができるはずだったものに対して、不法行為の成立を請求することは難しいと考える。最判平23年12月8日民集65巻9号3275頁〔北朝鮮映画事件〕では、著作物に該当しない著作物の利用行為は特段の事情がない限り不法行為を構成しない旨判示されており、加えて前掲著作権法論文事件の控訴審判決でも示されているように、現行著作権法は、論文の盗用・剽窃されない利益を既に想定しており、それを放棄するのであれば、そのような利益を放棄するというにほかならないのであるから、不法行為が成立する可能性は低くなるだろう。

学術論文の著作権を否定しても、学術界内部に研究不正等の問題の救済機関を設けて研究者自身によって裁定を行わせるといった方法もあると提案するものがある⁵⁾。しかし、不正行為を行う研究者が存在することは近年の事例を含め歴史上明らかであり、各研究者の研究倫理や

研究者コミュニティの自浄作用に期待するのは限界があると考ええる。

もちろん、研究者以外の第三者を加える等し、研究不正の裁定を行う救済機関を設けることには著作権法ではカバーできない内容面での剽窃などに対応する上で意義がある。例えば、「共著者」の概念は、前述したとおり著作権法上は論文の執筆に実質的に関与したか否かが重要であるが、学術界においては執筆行為自体に関与していなくとも共著者とする場合がある⁵⁾。また、「引用」の概念についても、著作権法上の考え方と各々の分野での研究倫理とが相違する場合もあり、著作権侵害の判断と研究不正の判断とは、それぞれ区別してなされるべきであり、関連して考えるべきではないと述べるものがある⁶⁾。救済機関はそのような著作権法では対応が難しい問題を解決する手段として有効に機能する可能性がある。

しかし、学術論文は研究者だけが利用するものではなくってきている。市民が研究活動に参加する、いわゆるオープンサイエンスの流れが活発化するなか、研究倫理や研究者コミュニティ内のルールを市民にまで認知させ、その遵守を強いることは、研究者の中でさえ徹底されていない状況から考えると、困難と言わざるを得ないだろう。学術論文が研究者と市民とで扱われる状況では、両者に共通する一般的なルールとして、著作権法による保護を否定すべきではないと考える。

以上から、学術論文に著作権は必要である。

5. 今後の課題

著作権法は盗用、無断改変等から学術論文を守る役割を果たす一方、著作権者以外による複製や自動公衆送信等を原則禁止することから、学術論文の流通を阻害する可能性がある。

学術論文は通常の著作物と異なり、研究者の金銭的利益よりも広くその成果を知らしめることを目的とするものである。米国著作権法のフェア・ユースのような一般制限規定⁷⁾の導入も視野に入れて、学術論文の適切な利用・流通を妨げない法制度を検討する必要があるだろう。また、近年は学術論文の分野でもクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの活用が進んでいる。

このような法律以外の手段による解決も合わせて検討する必要がある。今後、学術論文を守りつつ、適切な流通・利用を妨げないような法政策を検討していきたい。

注・引用文献

- (1) 中山信弘『著作権法 第2版』有斐閣, 2014, 720p. 参照は p. 53-54.
ただし、特に技術的な内容の論文については、似通った表現にならざるを得ず、その保護範囲は狭いこと、肝心の学説等思想は保護されないことを指摘し、“しかしそのことが学問の自由、表現の自由等を担保するものであり、アイディアを保護することが文化の発展に資するものではない、という認識は極めて重要である” (p. 54) と述べる。
- (2) 「ブダペスト・オープンアクセス・イニシアティヴから10年: デフォルト値を「オープン」に」時実象一ほか訳, 2012.9.12, <http://www.budapestopenaccessinitiative.org/boai-10-translations/japanese-translation-1>, (参照 2015-04-28) .
- (3) 新谷由紀子, 菊本虔「自然科学系の学術論文は著作物となり得るか: 自然科学系の学術論文と著作権の関係について」『知財管理』Vol.64, No.2, 2014.2, p. 175-189.
- (4) Shavell, Steven. “Should Copyright Of Academic Works Be Abolished?” *Journal of Legal Analysis*. Vol. 2, No. 1, 2010, p. 301-358.
- (5) 吉田大輔「ネット時代の著作権 (no.132) 学術論文における著作者名の表示」『出版ニュース』No. 2302, 2013.2, p. 20-23.
吉田は、共著者表示事件の判示から、学術論文の共著者の取り扱いについて、“学術界における捉え方と著作権法上の捉え方には一定程度の乖離があることが分かる” (p. 22) と述べている。
- (6) 山内貴博「研究不正と著作権法上の「引用」」『現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念論文集』設楽隆一ほか編, 発明推進協会, 2015, p. 1131-1145.
- (7) 米国著作権法 107 条は一般制限規定を規定している。日本の著作権法のような具体的な要件を規定する個別制限規定と違い、抽象的な要件を規定して、個々の事案に対して、要件を総合的に勘案して公正な利用か否か判断する。

スタッフ・ディベロップメント（SD）の義務化と大学図書館

村上孝弘(筑波大学大学院/龍谷大学図書館)

mkami@ad.ryukoku.ac.jp

抄録

大学図書館職界の伝統的な研修活動では、大学司書としての資質向上に限定せず、学内における館長の地位の確立を始めとした管理運営に関わる事項も大きく議論されてきた。平成 29 年度から施行される SD は「大学の運営に必要な能力を身に付け、向上させる取組」と定義され、その対象は「大学を構成する職員である教員と事務職員等」となっている。本研究では、当時の研修資料等から大学図書館界の伝統的な研修活動と現代の SD 活動との関連性と異同があらためて明らかとなった。

1. 研究の背景と目的、方法

平成 28 年 3 月 18 日、文部科学大臣から中央教育審議会に「大学設置基準等の改正について」の諮問がなされ、同日付で中央教育審議会から「大学設置基準等の改正について（答申）」（中教審第 192 号）が出された。そして、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 18 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正はいわゆる「スタッフ・ディベロップメント(SD)の義務化」に関するものである。大学における SD 活動が一般化されるのは、大学設置基準が大綱化された平成年代以降であるが、大学図書館においては同種の活動は、他の大学組織よりも格段に早くから行われていた。本研究では、これら大学図書館の伝統的な SD 活動と現代の大学に求められるそれとの関連と相違について、歴史的に俯瞰するものである。

2. 大学図書館と伝統的なSD活動

大学図書館を規定した基準には、「大学基準」にはじまり、「大学図書館基準」、「大学設置基準」があり、さらに各設置主体別に「国立大学図書館改善要項」、「公立大学図書館改善要項」、「私立大学図書館改善要項」等がある。これらの基準等における大学図書館職員の定義や研修の対象と範囲について（表 1）のとおりまとめた。

これによれば大学基準や大学設置基準のような大学全体を規定したものには、大学図書館職

員や研修の定義はなされていない。これに対し、大学図書館基準をはじめ大学図書館に特定した基準や要項には大学図書館職員や研修について、それぞれ具体的に規定されている。

これら基準や要項における研修の規定を本研究では、「伝統的な SD 活動」と呼ぶこととする。SD という言葉はスタッフ・ディベロップメントの略称であるが、この用語が一般化するのには先述のとおり平成年代以降のことであり、本研究が対象とする昭和 30 年代や 40 年代には馴染みのない言葉であった。SD は当初の文科省の定義によれば「事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。」とあり、大学図書館職員の研修活動もその範囲に属するといえよう。なお昭和 30 年代から 40 年代にかけては、司書職法制化の運動を含め大学図書館職員を専門職視する傾向もあったが、国立大学図書館改善要項や公立大学図書館改善要項では、研修の対象としては専門職員と大学図書館職員を峻別せず「大学図書館の職員」としている。これに対し、私立大学図書館改善要項では、研修について大学図書館職員を専門職員と大学図書館員とのそれに峻別している。

（表 1） 大学図書館職員、研修の定義

名称	大学図書館職員	研修の対象と範囲
大学基準	特になし	特になし
大学図書館基準	司書 図書館員	図書館員 専門技術の進歩
国立大学図書	事務職員	大学図書館の職員

館改善要項	技術職員 労務職員 司書専門職	再教育と研修を 受ける機会 専門知識と技術 の向上
公立大学図書 館改善要項	司書および司書補 事務職員 技術職員 作業員	大学図書館の職員 再教育と研修を 受ける機会 専門知識と技術 の向上
私立大学図書 館改善要項	専門職員（司書、 司書補） 一般職員（書記そ の他）	専門職員 専門の知識と技 術の向上 大学図書館員 専門職員として の資格を得るため の研修の機会
大学設置基準	特になし	特になし

3. 日本私立大学協会の研修事例

本節では具体的に当時の大学図書館職員のSD活動について、その詳細を確認することとする。私立大学図書館の全国組織は私立大学図書館協会であり、その組織は戦前から継続しているが、私立大学図書館職員の研修活動を検討する時には、私学研修福祉会の活動が看過できない。私学研修福祉会は財団法人として設立（昭和31年）されるが、私学研修福祉会のおこなう研修や福祉の事業は、幼稚園から大学までのすべての私学を対象としているため、その内容は多岐に及んでいる。

私学研修福祉会の研修事業は、在外研修、内地留学、団体研修、特殊研修、研修成果刊行など多岐にわたるが、私立大学図書館の研修は、団体研修の中で実施される。具体的には、大学・短大関係では、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会が実施していた。

このうち本節では、日本私立大学協会が実施していた二つの研修会について設立から昭和40年代前半までについて、（表2）と（表3）のとおりまとめた。日本私立大学協会は、大学図書館職員の研修について、当時は職能別に二つに大別して実施しており、（表2）が主に大学図書館の管理・運営を遂行するスタッフ向けの研修、（表3）が司書業務を中心として研修であ

る。

（表2）図書館長並びに主務担当者研修会

年度 (昭和)	主な研修項目
33	私立大学図書館の改善に関する解説並びに研究
34	大学図書館の建築に関して 大学図書館の管理・運営の諸問題 大学図書館の利用方法に関する研究 自由接架とレファレンス・サービスに関する研究
35	「私立大学図書館運営要項」案についての研究協議 図書館界の動向について 大学における学術研究と文献検索について
36	「私立大学図書館運営要項」（案）について 図書館の管理運営に関する討議研究 図書館員の充実強化に関する討議研究 図書館予算の確立に関する討議研究
37	「私立大学図書館運営要項」について 大学図書館の管理運営について 私大図書館の管理運営に関する研究討議並びに意見交換
38	図書館のアドミニストレーションに関する主な外国文献について スタッフ・マニュアルの作成について 大学図書館の相互協力に関する研究 東京大学図書館の近代化について 一般書誌の解題
39	大学図書館利用態勢の強化に関する研究
40	大学設置基準改正に関する大学基準等研究協議会の答申・特に「図書館基準」について 大学図書館員養成について 大学図書館のあり方について
41	著作権法改正について 大学図書館の施設・建設上の諸問題について 欧米の大学図書館における機械化と奉仕について
42	アメリカにおける図書館の現状について 改定版「私立大学図書館運営要項」の各大学における実施・活用方策について 大学教育のあり方について

（表2）の「図書館長並びに主務担当者研修会」の研修項目をみていると、その名称からも明ら

かなように大学図書館の管理・運営の課題を扱っているものが多い。昭和 38 年度には「図書館のアドミニストレーションに関する主な外国文献について」という題目もある。大学においてアドミニストレーションという言葉が一般化するはるか以前から大学図書館の管理・運営において、その認識がなされていた点は先駆的である。

(表 3) 大学図書館司書研修会

年度 (昭和)	主な研修項目
36	大学図書館の使命 最近における目録法の諸問題 奉仕について NDC 七版の改正点について 「私立大学図書館運営要項」について
37	ドキュメンテーション 整理上の問題と利用上の問題について 大学図書館における参考図書の収集と利用について 私立大学図書館運営要項について
38	一般書誌・逐次刊行物記事索引の解題 自然科学系文献について 社会科学系文献について 人文科学系文献について
39	一般書誌、索引の解題 百科事典の解題 書誌に関する研究
40	古版本を中心とする日本の印刷文化史 索引編成法について 書誌に関する研修
41	2次資料とその作成法 本のできるまで、上製本の見分け方 書誌に関する研修
42	図書と印刷の歴史 目録作業と問題点 書誌に関する研修
43	製本について 大学の本質と図書館のあり方について 書誌に対する研修
44	ドキュメンテーションと図書館の領域 目録とその背景 書誌に関する研修

それに対して(表 3)の「大学図書館司書研修会」は、整理や目録の実務的な内容が中心であり、特に書誌に関して詳細な部会が設けられているところに特色がある。

これらのことから、当時の日本私立大学図書館協会の研修のうち、「図書館長並びに主務担当者研修会」が、現在の SD 研修に通ずる内容であることが明らかとなった。しかし、この「この図書館長並びに主務担当者研修会」は、昭和 50 年に廃止されることとなる。廃止の理由としては、「主たる参加対象である図書館長が 2~3 年の任期で交替してしまうため研修の継続性が維持できず、また参加者も減少していったため」(『図書館職員を対象とする研修の国内状況調査』p.81)とされている。しかし、この研修の廃止には、当時の時代背景も大きく影響しているのではないだろうか。大学図書館の管理・運営の課題は、昭和 30 年代から 40 年代前期にかけての大学図書館近代化の時代に大きく議論されることになるが、昭和 40 年代後半以降にその主題が電算化・情報化の議論に傾斜していくことになるからである。昭和 50 年代以降の大学図書館において、管理・運営の課題はその主題から外れていくことになるのである。変化の要因は、当時は機械化と称していたが、今日という情報化への対応である。この当時の大学図書館政策の転換点としては、「大学図書館改善協議会」の設立(昭和 48 年度)をあげることができる。同協議会の趣旨と目的は、「大学図書館の近代化を促進するため、図書館における機械化及び図書館間の相互協力について調査研究を行い、その促進を図る。」ことであり、審議事項を①相互協力に関すること、②機械化に関すること、の二点に限定している。そして、この年には学術審議会学術情報分科会により「学術情報の流通体制の改善について(報告)」が出される。さらに、それらの集大成として、昭和 55 年に「今後における学術情報システムの在り方について(答申)」が学術審議会により答申されることになる。このことを契機として、大学図書館界の主題は「学術情報システム」に収斂していくこととなり、大学図書館の管理運営の課題は次第にその主題からは外れていくこととなる。

4. 現代のSD活動と大学図書館

1) 大学設置基準の改正

今回の「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について(通知)」では、その趣旨を「社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修(スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。)の機会を設けることなどを求めるもの(下線は筆者。以下同様)とされている。

さらに大学設置基準の一部改正については、「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」とされている。ここで着目すべきは、改正に付帯する留意事項である。留意事項には「対象となる職員について」とあり、『職員』には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること」と明示されている。

2) 大学図書館の伝統的SD活動からの示唆

このように大学設置基準が改正されることにより、SDが義務化され、具体的な実施については各大学の実情にもよると思われるが、その対象範囲が教員にも拡大されることとなった。従来から、「FDは教員、SDは職員」という不文律があったが、その常識が転換することになるのである。

この新たなSD活動の開始にあたって、あらためて大学図書館の伝統的SD活動の歴史に学ぶことが求められているともいえよう。昭和30年代中期から昭和40年代にかけて、大学図書館界では「大学図書館近代化」の動きの中で、文部省や日本学術会議とも連携して様々な施策が立案・実施された。大学図書館近代化政策は、戦後立ち遅れていた大学図書館の整備と充実に

ついて、重点的におこなわれたものである。当時の大学図書館界を巡る活動の一つに「大学図書館視察委員」があるが、この設置は国立大学図書館協会をはじめとした大学図書館界からの強い要請があった。そして、視察委員の視察目的の第一が「組織及び運営の基本方針に関すること」であったのである。半世紀前の喫緊の課題は、まさに大学図書館の管理・運営をめぐる課題であったのである。そして、現代のSD活動において求められているものも、「当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図る」という管理・運営の課題である。この時にあたり、大学図書館が組織としてその管理・運営の課題に対応してきた歴史を再認識する必要があるといえよう。なお今回の大学設置基準の改正が直接影響するものではないが、現行の大学設置基準の第38条3項の規定する「図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。」という内容と今回のSDとの関係性の整理については今後の課題である。

【参考文献】

- 1) 国立国会図書館(2005)『図書館職員を対象とする研修の国内状況調査』図書館調査研究レポート No.5
- 2) 私学研修福祉会編(1966)『私学研修福祉会10年史』私学研修福祉会
- 3) 日本私立大学協会(1958)『図書館長及び主務担当者研修会報告書』日本私立大学協会
- 4) 日本私立大学協会(1959～)『図書館長並びに主務担当者研修会報告書:団体研修報告書』日本私立大学協会
- 5) 日本私立大学協会(1961～)『大学図書館司書研修会報告書:団体研修報告書』日本私立大学協会
- 6) 国立大学図書館協議会50周年記念事業実行委員会編(2003)『国立大学図書館協議会第50回総会記念誌:資料集』国立大学図書館協議会50周年記念事業実行委員会
- 7) 日本図書館協会編(1992)『図書館法規基準総覧』日本図書館協会
- 8) 日本私立大学協会(1963)『私立大学図書館運営要項』日本私立大学協会

大学図書館における図書館オリエンテーションが利用者に与える影響

榎本翔[†]

[†] 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科
senomoto@klis.tsukuba.ac.jp

抄録

大学図書館における図書館オリエンテーションの実態および利用者に与える影響を明らかにするため、半年間に渡り学部1年生に対して定量調査と定性調査を実施した。調査の結果、図書館オリエンテーションの実施形式により、学生の記憶定着度や評価が異なることが示唆された。また、図書館オリエンテーションによって学生の図書館利用を促進する一方で、時間経過により影響が小さくなることが明らかになった。

1. はじめに

少子化が進む一方、進学率が過半数を超えた日本において、文部科学省は2013年に高等教育改革を打ち出す答申「学習環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)」(以下、文科省答申)を公開した。文科省答申には、情報リテラシー能力を養うためのアクティブ・ラーニングを推進すると記述されている¹⁾。高等教育改革において情報リテラシー能力を養成する以前から、大学では情報リテラシー教育を実施していた。大学における情報リテラシー教育は情報収集や整理発信する能力を身につけるのが目的である。大学で学術情報を扱う大学図書館の図書館利用教育も、情報リテラシー教育の1つである。

本研究では、図書館利用教育のうち、図書館利用の導入として実施される、図書館オリエンテーションに着目する。

図書館オリエンテーションについて調査した研究はいくつかある。日本図書館協会が2003年に『日本の図書館：統計と名簿』の付帯調査として図書館利用教育実施大学の悉皆調査を行った²⁾。悉皆調査の結果、59%の大学が図書館オリエンテーションを実施しており、図書館が主体でないものを含めると90%以上の大学が開催していることを明らかにした。また、各大学図書館における事例報告が挙げられており、事例報告そのものを分析した研究も存在する³⁾⁴⁾⁵⁾。

しかし、文科省答申が公開された後に、図書館利用教育に関する大規模な調査は実施されていない。また、図書館オリエンテーションを実施した直後に評価を行った報告が多く、教育に

よる影響を長期的に評価したものは少ない。

本研究では大学図書館の図書館オリエンテーションが新入生にどのような影響を与えるのか、また、大学図書館以外の館種における図書館オリエンテーションとどのような関係があるのか。以下の3つの研究目的について調査を行い、分析を行う。まず、大学図書館における図書館オリエンテーションの実態を明らかにする。次に、図書館オリエンテーションが学生の図書館利用行動に与える影響を明らかにする。最後に、図書館オリエンテーションが発展的な図書館利用教育に接続できているか明らかにする。

本研究における、図書館利用教育および図書館オリエンテーションに関する用語は『図書館情報学用語辞典』第4版による定義を用いる⁶⁾。図書館利用教育ガイドラインで規定される印象づけ(領域1)と、サービス案内(領域2)を目的とした図書館オリエンテーションを研究範囲とする⁷⁾。データベースの利用方法や論文の探し方を伝える情報探索指導や、レポートの書き方講座といった情報表現指導は、発展的な図書館利用教育とみなして、本研究における図書館オリエンテーションには含まない。

2. 調査方法

筑波大学の学部1年生を対象に調査を行った。筑波大学は、さまざまな学問領域を扱う国立の総合大学である。筑波大学は茨城県に所在するが、茨城県出身の学生は全体の18%であり、全国各地から学生が集まっているため、地域性の偏りは一般的な大学と比べて低いと考えられる⁸⁾。筑波大学附属図書館は、教員や学生の要望

に与えられる研究・教育支援を提供している。学部1年生は、学部上級生や大学院生と比べて、大学図書館を利用した経験は少ないと考えられる。そのため、図書館オリエンテーションの影響を測定するために、学部1年生が調査の対象として適切であると判断した。

調査は3段階に分けて実施した。初めに、後述するフレッシュマンセミナーの実施時に、質問紙による実態調査を行った。次に、図書館オリエンテーションの教育効果を測定した。実態調査を行った半年後に、Web フォームを用いた追跡調査を実施した。最後に、定量調査では測定することのできない個人の図書館利用経験や利用教育経験について、半構造化面接手法による定性調査を実施した。各調査の質問項目は大学入学前後の図書館利用経験および利用教育経験、大学図書館に対するイメージと要望、フェイスシートで構成されており、それぞれの調査で得られた結果を組み合わせで分析した。

筑波大学附属図書館（以下、図書館）では、利用者を対象に様々な図書館利用教育を実施している。本研究では学部1年生全員を対象にした図書館オリエンテーションのうち、新入生オリエンテーションとフレッシュマンセミナーに着目した⁹⁾。新入生オリエンテーションは入学式の翌日に、入学式が行われる大学会館において実施されている。新入生オリエンテーションでは、科目履修や大学生活の説明が行われ、最後に図書館について40分かけて説明される。図書館の紹介動画を再生したのち、開館時間や図書の貸出、大学院生によるラーニング・アドバイザー等の簡単な説明が行われている。一方、初年次教育であるフレッシュマンセミナーは春学期である4月下旬から6月上旬の間に実施されている。フレッシュマンセミナーでは、中央図書館において、図書館員が1コマ75分を利用して、学部学科ごとに図書館の利用の使い方について講義と図書館の見学を行っている。

3. 調査結果と考察

質問紙調査では1,540名のうち226名の回答を得た。また、追跡調査では135名のうち26名の回答が得られた。全員が受講した図書館オリエンテーションについて、半年後の追跡調査

では、新入生オリエンテーションを受けたと回答したのは62%であった。一方で、フレッシュマンセミナーを受けたと回答したのは96%であった。新入生オリエンテーションは全員が受けたにもかかわらず、オリエンテーションの形式によって回答に大きな差がみられた。この差は、図書館オリエンテーションを実施した環境や目的による差異によって発生したと考えられる。

新入生オリエンテーションにおける図書館の説明は、学部1年生に図書館の存在や、簡単な利用の仕方を説明することを目的としている。しかし、図書館の説明以前に、大学生生活や履修登録の説明を2時間程度聞いており、図書館の説明を受ける頃には、疲弊して居眠りしている学生が散見された。また、紹介動画の放映はプレゼンターの技量に依存しないという利点がある代わりに、コンテンツの内容によらず、受講者が受動的になるという欠点を持つ。

一方でフレッシュマンセミナーでは、図書館の使い方について、一度に60名以下の学生を相手に説明をしている。担当する職員のプレゼン技量にもよるが、受講者と能動的なやりとりをしている。また、図書館員やボランティアが図書館内を案内する図書館見学を実施している。図書館見学により、図書館の規模や扱う資料の膨大さを体感することで、図書館の具体的なイメージを持ち、学生の記憶に残ると考えられる。

次に、図書館オリエンテーションが学生の図書館利用行動に与える影響について述べる。学生の大学図書館における図書館オリエンテーションの評価について、それぞれ表1と表2に示す。それぞれの評価項目について4件法で回答を求め、「とてもそう思う」「そう思う」を合計した回答数と割合を示した。表1における新入生オリエンテーションとフレッシュマンセミナーについて、逆転項目である「自分には関係ないと思った」以外は全て有意水準1%で差が見られた。これは新入生オリエンテーションとフレッシュマンセミナーの目的が異なるため、評価に差が生じたのは妥当であると考えられる。ただし、新入生オリエンテーションは印象づけが目的であるにも関わらず、「興味をひく内容であった」「図書館を使おうと思った」がフレッシュマンセミナーの回答率よりも低いため、本来の目的を達成できていないと考えられる。

表 1 図書館オリエンテーションの評価(N=222)

評価項目	新入生オリエンテーション	フレッシュマンセミナー
総合的に有用であった	191 (86%)	210 (95%)
図書館を使おうと思った	186 (84%)	213 (96%)
理解しやすい内容であった	180 (81%)	210 (95%)
図書館の使い方を理解できた	177 (80%)	215 (97%)
興味をひく内容であった	169 (76%)	192 (86%)
図書館員に相談できるようになった	98 (44%)	128 (58%)
どこに資料があるか把握できた	86 (39%)	183 (82%)
既に知っている内容であった	65 (29%)	130 (59%)
自分には関係ないと思った	39 (18%)	38 (17%)

表 2 図書館オリエンテーションの再評価(N=16,25)

評価項目	新入生オリエンテーション		フレッシュマンセミナー	
	実態調査	追跡調査	実態調査	追跡調査
興味をひく内容であった	14 (88%)	11 (69%)	23 (92%)	16 (64%)
図書館を使おうと思った	14 (88%)	13 (81%)	24 (96%)	21 (84%)
理解しやすい内容であった	13 (81%)	13 (81%)	23 (92%)	22 (88%)
総合的に有用であった	13 (81%)	13 (81%)	23 (92%)	20 (80%)
図書館の使い方を理解できた	11 (69%)	14 (88%)	23 (92%)	23 (92%)
図書館員に相談できるようになった	8 (50%)	6 (38%)	14 (56%)	8 (32%)
どこに資料があるか把握できた	4 (25%)	4 (25%)	19 (76%)	15 (60%)
自分には関係ないと思った	4 (25%)	5 (31%)	3 (12%)	4 (16%)
既に知っている内容であった	3 (19%)	7 (44%)	13 (52%)	10 (40%)

一方、表2は実態調査・追跡調査ともに図書館オリエンテーションを受けた覚えがあると回答した学生による評価の遷移をまとめたものである。全体的に評価が下がっており、特にフレッシュマンセミナーにおける一部の項目の評価が低下している。また、追跡調査の時点で新入生オリエンテーションとフレッシュマンセミナーにおける評価の差は実態調査と比べて均衡しており、時間が経過するほど図書館オリエンテーションの記憶が曖昧になることが示唆された。

学生は大学図書館を今まで利用してきた学校図書館や公共図書館とは異なる機能を持つと認識することが、質問紙調査の自由記述により明らかになった。学校図書館や公共図書館における施設の充実度や地理的要因により、個人の図

書館利用経験は大きく異なった。一方で、大学図書館の場合、扱う資料の規模や多様性、大学という環境に慣れておらず、質問紙の回答には図書館の利用の仕方が分からないという「図書館不安」(library anxiety)¹⁰⁾の記述が散見された。例えば、ある学生は「入学直後はとても大きな図書館を見て、本を探せるだろうか、パソコンやプリンターの使い方は分かるだろうか」と不安でしたが、オリエンテーションを通じて、図書館がとても身近に感じられ、頻繁に利用させていただくようになりました」と回答している。学生は大学図書館とはどのようなものか理解することで、個人の学習・生活スタイルに図書館を位置づけることができると推察される。

最後に発展的な図書館利用教育への興味と接

続について、定性調査の結果を示す。学生は、入学当初は発展的な図書館利用教育に対して興味を持っているが、時間が経つに連れて興味を失う傾向があることが示唆された。また、「自分で調べれば何とでもできる気がします」という回答にみられるように、発展的な図書館利用教育で得られるスキルは習得済みと解釈しているという学生がいる一方で、興味を持っている学生でも、「授業とかぶっていることが多くて、なかなか行けない」と述べていることから、発展的な図書館利用教育に参加しない要因が複数あることが考えられる。

追跡調査において、図書館が実施している発展的な図書館利用教育について知っているか尋ねた所、46%の学生が存在を知らないと回答した。発展的な図書館利用教育をいつ、どこで、何をやるか、Web サイトや検索システムといった、学生がよく利用する媒体で広報する必要があると考えられる。発展的な図書館利用教育へ結びつけるためには、学生にとってどの時間帯に行えば良いか、学生がどのようなことを必要としているのか判断した上で具体的にどのような内容で実施するのか、分かりやすく提示する必要があることが示唆された。

4. 課題と今後の展望

本研究は筑波大学を対象に調査を行ったため、筑波大学における環境やカリキュラムに影響を受けていると推察される。そのため、本調査で得られた結果と考察が、他大学の他館種の図書館に全て当てはまるとは限らない。

図書館オリエンテーションの効果を測定する方法として、図書館オリエンテーション受けた学生と受けていない学生を比較するのが妥当であると考えられる。しかし、図書館オリエンテーションは全ての利用者を対象としているため、意図的に受けさせないというのは倫理上適切ではない。そのため、本研究では全員が図書館オリエンテーションを受けている状態で調査を行った。

今後の課題としては、筑波大学だけではなく、全国の大学で同様の調査を行う必要がある。図書館オリエンテーションから接続する発展的な図書館利用教育について、何を学生から求め

られ、どのような内容を実施すればいいのか、考える必要がある。また、実施した結果どのような影響を与えるのか、評価指標を検討する必要があると考えられる。

注・引用文献

- 1) “学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)”. 文部科学省. http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/08/21/1338889_1.pdf, (参照 2016-04-26).
- 2) 日本図書館協会図書館利用教育委員会. わが国大学図書館における利用教育の実態? “日本の図書館 2003” 付帯調査の結果報告. 現代の図書館. 2008, vol. 46, no. 1, p. 62-75.
- 3) 庄ゆかり, 長登康, 稲垣知宏, 隅谷孝洋. 大学1年生の文献情報リテラシー能力と図書館による情報リテラシー授業の評価. 大学図書館研究. 2011, vol. 92, p. 27-35.
- 4) 山田かおり. 図書館利用教育の評価: 嘉悦大学1年生を対象としたアウトカム測定の試み. 大学図書館研究. 2005, vol. 73, p. 15-24.
- 5) 仲村拓真. 大学図書館における利用者教育の実践に関する論点の展開?: 実践報告の分析を通して. 日本図書館情報学会研究大会発表論文集. 2014, vol. 62, p. 185-188.
- 6) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会. 図書館情報学用語辞典. 第4版, 丸善出版, 2013, vii, 284p.
- 7) 日本図書館協会利用教育委員会. 図書館利用教育ガイドライン?: 図書館における情報リテラシー支援サービスのために. 日本図書館協会, 2001, 81p.
- 8) “2016年度 筑波大学入学案内”. 筑波大学. <http://web-pamphlet.jp/tsukuba/2016p>, (参照 2016-04-26).
- 9) “筑波大学附属図書館 年報 2014年度”. 筑波大学附属図書館. <https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/sites/default/files/attach/2014/tosyokannenpo.pdf>, (参照 2016-04-26).
- 10) Mellon, Constance A. Library anxiety: a grounded theory and its development. College and Research Libraries. 1986, vol. 47, no. 2.

複数の大学図書館の利用データからみた大学生の入館と館外帯出の特徴

三根 慎二¹ 上田 修一² 石田 栄美³

1 三重大大学人文学部 2 立教大学文学部 3 九州大学附属図書館研究開発室
mine.shinji@mie-u.ac.jp uedas@rikkyo.ac.jp* ishita.emi.982@m.kyushu-u.ac.jp

抄録

大学生の大学図書館利用の特徴を明らかにするために、国立 2 大学の図書館を対象に、2013 年度の入館・帯出データ全件の分析を行った。その結果、1) 入館・帯出の大部分を学部学生が占め、修士・博士と順に低下すること、2) 文系の学生が理系の学生よりも課程にかかわらず帯出していること、3) 帯出図書の内容のほとんどは専門書であるが、学部学生が娯楽書を、修士課程が実用書を多く借りていることがわかった。

1. はじめに

大学生の大学図書館の利用状況は、大学図書館の運営ばかりでなく、IR (Institutional Research) やラーニング・アナリティクスなど大学の教育、研究の評価のための情報源として重要が高まっている¹⁾。しかし、大学図書館の入館、貸出データは、収集されているものの、分析はなされないままであったり、図書館内での単純集計に留まる例がほとんどである。特に、個人情報保護の観点から、研究用には提供されないことが多い。しかし、最近、いくつかの大学では、個人情報を含む大学保有データについて申請があれば、審査委員会などで審議し、オプトアウトの手続きを経て、個人を特定できないよう匿名化したデータを研究に限定して提供することが行われ始めた²⁾。今後、こうした審査手続きの透明化によるオープンデータへの動きは、徐々に広まると考えられる。

これまで行われた、大学図書館利用の分析例は、一つの大学図書館に限られていた。しかし、上述の手順を経ることにより、複数の大学図書館の利用データの入手が可能となった。ここでは、二つの大学の図書館利用データを入手し、それぞれの大学の図書館利用の特徴を示すとともに、大学に共通する利用行動を明らかにする。

2. 調査方法

調査対象は、三重大大学附属図書館・医学部図書館および九州大学附属図書館（中央および伊都図書館）であり、その概要を表 1 に示す。両図書館から 2013 年度入館・帯出データ全件を入手した。これらは、図書館入館および帯出データに含まれ

る個人情報に対する保護の観点から、三重大大学医学系研究科研究倫理審査委員会および九州大学図書館履歴データ提供に関する委員会での承認を受けている。本調査では、利用者側の視点から大学図書館の利用を分析するため、一般に使用されている図書館視点の「貸出」ではなく「帯出」という用語を用いる。

同データに含まれる学部生・大学院生（正規生のみ、留年生を除く）を抽出した結果、三重大は入館 375,498 件、帯出 61,059 件、九大は入館 596,240 件、帯出 130,127 件のデータが得られた。入館データには、学籍番号を匿名ランダム化した ID とそれに対応する入館日時、入学年度（学年）、所属が、貸出データには、匿名化 ID、帯出日時、入学年度（学年）、所属、貸出資料の NCID、タイ

表 1. 調査対象大学の概要

		三重大大学	九州大学
学部	学生数	5 学部 6,118 名	12 学部/プログラム 11,844 名
	大学院	6 研究科 1,225 名	22 学府/研究院 6,903 名
		附属図書館	中央図書館
学期中通常開館時間		8:45-21:45	8:00-22:00
貸出上限冊数	学部学生 図書	5 冊	計 10 冊
	雑誌	帯出不可	
貸出上限冊数	大学院生 図書	10 冊	計 10 冊
	雑誌	帯出不可	
通常貸出期間	図書	2 週間	2 週間
	雑誌	帯出不可	1 週間
年間開館日数		320 日	352 日
年間入館者数		323,742 名	445,245 名
蔵書数		941,801 冊	957,043 冊
年間受入冊数		13,177 冊	9,959 冊

表2. 入館回数の比較（課程，学年および分野）

三重大学												
	B1	B2	B3	B4	計	M1	M2	計	D1	D2	D3	計
人文社会	33,125	29,847	34,777	26,030	123,779	2,342	2,377	4,719	-	-	-	-
	26.8%	24.1%	28.1%	21.0%	100.0%	49.6%	50.4%	100.0%				
理科	73,853	50,914	49,637	36,990	211,394	4,011	3,606	7,617	224	297	172	693
	34.9%	24.1%	23.5%	17.5%	100.0%	52.7%	47.3%	100.0%	32.3%	42.9%	24.8%	100.0%
合計	106,978	80,761	84,414	63,020	335,173	6,353	5,983	12,336	224	297	172	693
	31.9%	24.1%	25.2%	18.8%	100.0%	51.5%	48.5%	100.0%				
					96.3%			3.5%				0.2%
九州大学												
	B1	B2	B3	B4	計	M1	M2	計	D1	D2	D3	計
人文社会	26,057	42,887	57,807	56,237	182,988	15,809	14,991	30,800	3,659	2,912	3,702	10,273
	14.2%	23.4%	31.6%	30.7%	100.0%	51.3%	48.7%	100.0%	35.6%	28.3%	36.0%	100.0%
理科	51,254	73,191	36,422	13,763	174,630	20,800	12,970	33,770	7,806	6,852	9,324	26,412
	29.4%	41.9%	20.9%	7.9%	100.0%	61.6%	38.4%	100.0%	29.6%	25.9%	35.3%	100.0%
合計	77,311	116,078	94,229	70,000	357,619	36,610	27,961	64,571	11,465	9,764	13,026	38,750
	21.6%	32.5%	26.3%	19.6%	100.0%	56.7%	43.3%	100.0%	29.6%	25.2%	33.6%	100.0%
					77.6%			14.0%				8.4%

表3. 平均入館回数と入館率の比較

三重大学										
平均	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	61.9	55.5	69.7	60.0	50.9	34	-	-	-	59.9
理科	80.6	55.2	55.7	42.9	11.2	9.8	2.8	3.8	2.7	48.4
全体	73.2	55.3	60.7	47.8	15.8	13.7				
				59.6		14.7			3.1	
入館率	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	99.8%	97.6%	97.4%	95.6%	97.8%	94.3%	-	-	-	97.6%
理科	99.9%	95.1%	96.1%	87.1%	81.2%	70.1%	40.0%	44.9%	40.6%	89.0%
全体	99.9%	96.0%	96.5%	89.5%	83.6%	74.2%	40.7%	44.2%	38.6%	91.8%
				95.7%		78.4%			41.9%	
九州大学										
平均	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	29.6	49.6	64.7	49.3	27.9	22.8	24.7	24.5	10.6	39.9
理科	28.1	39.6	19.8	6.5	14.0	8.8	13.3	11.9	13.9	18.7
全体	28.5	42.8	34.5	21.5	17.8	13.1	15.6	14.1	12.8	25.3
				31.3		15.4			14.0	
入館率	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	98.3%	84.5%	70.7%	52.8%	66.1%	56.8%	85.1%	104.2%	27.0%	69.8%
理科	97.8%	84.8%	28.6%	20.1%	71.7%	56.3%	63.5%	54.6%	38.4%	57.5%
全体	98.0%	84.7%	42.4%	31.5%	70.1%	56.4%	67.9%	63.1%	34.5%	61.3%
				62.5%		63.2%			52.7%	

トル，分類記号が含まれている。

調査項目は，学部生と大学院生の 1)入館，2) 帯出，3) 帯出図書である。入館および帯出に関しては，基本的記述統計と入館・帯出率を集計・算出した。入館・帯出率は，年度内に一度でも入館・帯出した利用者を特定グループの全構成員数で除したものである。

帯出図書を分類によって集計し，また，利用者単位での帯出図書の分類の集計等を行った。各利用者の分野を所属部局によって文理に大別したが，三重大学は人文，教育，九州大学は教育，経済，芸術，人間環境学，人文，比較社会文化，文学，放送大学，法学，法務を人文社会系とし，理科系は両大学とも上記以外のその他の部局としている。

3. 結果

3.1 入館利用

3.1.1 課程と学年

学年および分野別に入館回数を整理したのが，表 2，平均入館回数と入館率を整理したのが，表 3 である。両大学に共通するパターンとしては，学部学生が大学図書館の中心的利用者となっている点である。総入館回数に占める割合は，学士(三重 96.3%，九州 77.6%)，修士(3.5%，14.0%)，博士(0.2%，8.4%)課程の順になっている。学生総数の

多さを反映しているが，平均入館回数(表 3)を見ても，この傾向は両大学で見られる。

学年に関しては，三重大学は，学士課程の場合には全体では 1 年次が最も高く (29.6%)，その後は増減を繰り返すが，九州大学は，2 年次が最も高く (32.3%)，その後減少傾向を示している。両大学ともに，1 年次から 4 年次へと学年が上がるると同時に総入館回数は減っている点，学部学生は 4 年次が最小になる点は共通している。

入館率に関しては，両大学共に，学部 1 年生ほぼ 100%に達している点が共通している。

3.1.2 分野

両大学に共通するパターンとしては，学士および修士課程においては，理科系の利用者は進級とともに入館回数が減少する点がある。三重大学

表4. 帯出冊数の比較 (課程, 学年および分野)

三重大学												
	B1	B2	B3	B4	計	M1	M2	計	D1	D2	D3	計
人文社会	6,441	7,413	6,526	6,560	26,940	1,245	1,506	2,751	-	-	-	
	23.9%	27.5%	24.2%	24.4%	100.0%	45.3%	54.7%	100.0%				
理科	6,324	5,909	6,823	4,241	23,297	1,590	1,597	3,187	84	97	90	271
	34.9%	24.1%	23.5%	17.5%	100.0%	49.9%	50.1%	100.0%	31.0%	35.8%	33.2%	100.0%
合計	12,765	13,322	13,349	10,801	50,237	2,835	3,103	5,938	84	97	90	271
	31.9%	24.1%	25.2%	18.8%	100.0%	47.7%	52.3%	100.0%				
					89.0%			10.5%				0.5%
九州大学												
	B1	B2	B3	B4	計	M1	M2	計	D1	D2	D3	計
人文社会	8,555	6,904	10,009	7,988	33,456	5,546	5,837	11,383	1,862	1,284	2,838	5,984
	25.6%	20.6%	29.9%	23.9%	100.0%	48.7%	51.3%	100.0%	31.1%	21.5%	47.4%	100.0%
理科	14,072	8,670	13,588	10,212	46,542	9,607	7,463	17,070	2,268	1,593	2,104	5,965
	30.2%	18.6%	29.2%	21.9%	100.0%	56.3%	43.7%	100.0%	38.0%	26.7%	35.3%	100.0%
合計	22,627	15,574	23,597	18,200	79,998	15,153	13,300	28,453	4,130	2,877	4,942	11,949
	28.3%	19.5%	29.5%	22.8%	100.0%	53.3%	46.7%	100.0%	34.6%	24.1%	41.4%	100.0%
					66.4%			23.6%				9.9%

表5. 平均帯出冊数と帯出率の比較

三重大学										
平均	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	12.0	13.8	13.1	14.4	27.1	21.5	-	-	-	13.5
理科	6.9	6.4	7.7	4.9	4.5	4.3	1.1	1.2	1.4	5.6
全体	8.8	9.1	9.6	8.2	7.0	6.9				
				8.9		7.0				1.2
帯出率	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	88.6%	81.4%	82.4%	81.0%	93.5%	81.4%	-	-	-	83.6%
理科	87.6%	56.6%	63.0%	51.3%	50.7%	41.3%	18.8%	20.5%	20.3%	59.6%
全体	87.9%	65.8%	69.9%	61.6%	55.6%	47.7%	18.8%	20.5%	20.3%	67.3%
				71.5%		51.5%				19.8%
九州大学										
平均	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	9.7	8.0	11.2	7.0	9.8	8.9	12.6	10.8	8.2	9.0
理科	7.7	4.7	7.4	4.8	6.5	5.1	3.9	2.8	3.1	5.6
全体	8.4	5.7	8.6	5.6	7.4	6.2	5.6	4.1	4.9	6.7
				7.0		6.8				2.0
帯出率	B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	合計
人文社会	76.4%	52.5%	59.2%	42.5%	47.1%	41.9%	37.8%	52.1%	19.8%	51.1%
理科	69.1%	43.1%	54.5%	40.6%	48.1%	38.8%	24.5%	20.9%	18.2%	45.0%
全体	71.5%	46.1%	56.1%	41.3%	47.8%	39.8%	27.2%	26.2%	18.8%	46.9%
				53.1%		43.7%				23.4%

の場合はこの傾向が顕著に表れているが、九州大学では学士課程2年次に最大になった後、減少傾向が続いている。一方、人文社会系の利用者については、両大学に強い共通性は見られなかった。三重大学の場合、1年から3年次が同程度の割合を示しているが、九州大学の場合は、3、4年生の利用回数が大きな割合を示している。ただし、理科系の利用者ほど進級とともに利用回数が減少することはない点は共通している。

平均入館回数については、学士および修士課程

において人文社会系が理科系よりも高い点、入館率は学部前期においては割合が高く分野差はない点は共通している。

3.2 帯出利用

3.2.1 課程と学年

学年および分野別に帯出回数を整理したのが、表4、平均帯出冊数と帯出率を整理したのが、表5である。帯出回数についても学部学生(89.0%, 66.4%)が大部分を占め、修士(10.5%, 23.6%), 博士課程(0.5%, 9.9%)順

となっている。両大学共に、平均帯出冊数は学部学生が最も高い。帯出率についても、修士、博士となるとともに低下する点が共通しており、三重大はこの傾向が顕著である。帯出利用に関しても学部生が大部分を示しているが、平均帯出冊数では、入館利用ほど学部学生と修士課程とでは大きな差は見られなくなっていることも両大学で共通している特徴である。

三重大学では、学部学生は学年が上がるとともに平均帯出冊数および帯出率は増加傾向あるい

は同程度にあるが、九州大学では逆の傾向を示している。

帯出冊数および帯出率に関しては、両大学も文高理低がほぼ全ての場合において生じているが、九州大学では学部学生および修士課程では三重大大学ほど顕著な分野差はなかった。

3.3 帯出図書

3.3.1 帯出図書の内容

附与されている NDC 分類記号をもとに帯出図書を娯楽書、実用書、専門書に分けた。小説やエッセイなどを娯楽書、英語や情報科学など就職活動や資格取得に関係する内容を実用書、それ以外を専門書とした。所属別の結果が表 5 である。

表 5. 帯出書の内容による比較(課程別)(単位は冊数)

三重大大学	学部学生	修士課程	博士課程	計
娯楽書	6,467	399	21	6,887
	12.0%	5.9%	4.9%	11.3%
実用書	2,212	363	21	2,596
	4.1%	5.4%	4.9%	4.3%
専門書	45,204	5,984	388	51,576
	83.9%	88.7%	90.2%	84.5%
計	53,883	6,746	430	61,059
	100%	100%	100%	100%

九州大学	学部学生	修士課程	博士課程	計
娯楽書	4,007	858	387	5,252
	5.0%	3.1%	2.6%	4.2%
実用書	3,624	1,664	367	5,655
	4.5%	5.9%	2.5%	4.5%
専門書	72,729	26,492	14,214	113,435
	90.5%	94.6%	95.0%	91.2%
計	80,360	28,014	14,968	124,342
	100%	100%	100%	100%

大学図書館を利用する学部学生、大学院生の帯出書の約 9 割は専門書である。小説を中心とする娯楽書の割合は、三重大大学が高い。2016 年 4 月に行った OPAC による調査では、出版年が 2000 年から 2016 年までの三重大大学の総図書冊数は、125,138 冊であり、その中で小説は 5,054 冊(4.0%)だった。一方、九州大学の総図書冊数は、284,594 冊であり、その中で小説は 4,551 冊(1.6%)だった。量としては大きな差が無いが、蔵書に占める小説の割合では、三重大大学が大きく、このことが影響している可能性がある。娯楽書をよく借り出すのは学部学生であり、修士、博士となるほど、少なくなる、また、語学や資格などの実用書の利

用は、両大学とも学部学生より修士課程の院生がよく帯出する。

両大学の学部や研究科などを、いわゆる人文社会系と理科系とに分けて、帯出書の内容を示したのが表 6 である。娯楽書は、人文系と理科系では大きな差はみられず、実用書は、理科系が多く帯出する傾向がある点が共通している。三重大大学では、実用書に関しては、人文系より理科系がよく借り出していることが顕著である。

表 6. 帯出書の内容による比較(分野)(単位は冊数)

	三重大大学		九州大学	
	人文社会	理科	人文社会	理科
娯楽書	3,789	3,098	2,666	2,586
	11.8%	10.7%	4.4%	4.0%
実用書	1,042	1,554	2,615	3,040
	3.3%	5.4%	4.3%	4.6%
専門書	27,205	24,371	55,085	58,350
	84.9%	84.0%	91.3%	91.2%
計	32,036	29,023	60,366	63,976
	100%	100%	100%	100%

4. 結論

大学によって、複数の図書館があったり、利用者管理の方法が複雑であったりして、共通の基盤で利用者の図書館利用を把握するのが困難な場合がある。

しかし、複数の大学図書館利用データに対し同じ分析を行うことにより、大学図書館に共通する利用パターンや利用指標を見いだす可能性がある。

謝辞

本研究の着手・実施にあたり、多くの支援を受けた三重大大学および九州大学附属図書館職員の皆さまに感謝致します。本研究は、JSPS 科研費(15K00453)の助成を受けたものです。

引用文献

1. Sclater, N., Peasgood, A., & Mullan, J. Learning Analytics in Higher Education: A review of UK and international practice. 2016, 38p.
2. 三根慎二, 上田修一. 誰がどのくらい大学図書館を利用しているのか. 2015 年度日本図書館情報学会春期研究集会発表論文集. 2015, p. 29-32.